【１】　　新型コロナウイルス感染症対策

1.　医療・保健所体制の拡充について

① 医療現場がひっ迫しており、発熱外来を開設する医療機関や、感染症患者を受け入れる医療機関に市独自補助をふくめた十分な援助を行う。

回答№1.【担当課：保健総務課，保健予防課】

発熱外来を実施している診療・検査医療機関に対しては，国の支援策として，新型コロナウイルス感染症に対応するための設備投資費に係る補助を始め，労災給付の上乗せに係る補助，医療用物資の無償配布などが既に設けられております。

また，診療報酬につきましても，特例的な上乗せ措置が引き続き実施されております。

さらに本市におきましては，感染症対応や物価高騰等の影響により，厳しい経営環境にある保険診療を行う医療機関の継続した運営を支援するため,20 床以上の病床を有する病院に 50 万円，19 床以下の有床診療所に 20 万円，無床診療所に 10 万円を支給する独自補助を補正予算により実施しているところです。

更なる市独自補助の実施につきましては，上記を踏まえた医療機関の経営状況や国の支援策の動向を注視しながら，検討してまいります。（保健総務課）

新型コロナウイルス感染症につきましては，令和５年５月８日から，感染症法上の分類が５類感染症に変更となることが決定しております。現時点（令和５年３月１日現在）では，厚生労働省において，変更後の対応方針について検討が行われているところであり，当該対応方針を踏まえ，適正に対応してまいります。（保健予防課）

② 自宅療養者が必要な医療が受けられる体制と宿泊療養施設の受け入れを拡充する。

回答№2.【担当課：保健予防課】

新型コロナウイルス感染症につきましては，令和５年５月８日から，感染症法上の分類が５類感染症に変更となることが決定しております。現時点（令和５年３月１日現在）では，厚生労働省において，変更後の対応方針について検討が行われているところであり，当該対応方針を踏まえ，適正に対応してまいります。

③ コロナ後遺症専門の診察ができる医療機関を確保する。

回答№3.【担当課：保健総務課，保健予防課】

新型コロナウイルス感染症に関する罹患後症状につきましては，特別な医療を要さない軽度の症状から，長期にわたるサポートを必要とする症状まで様々であり，未だ不明なことも多く，国内外の専門機関などで研究が進められているところです。

本県における罹患後症状の診療の流れとしましては，かかりつけ医等の医療機関での診療等を踏まえ，必要に応じて紹介状をもって罹患後症状外来実施医療機関（令和５年２月１日現在　市内 13 医療機関）で診療いただくこととなっております。

罹患後症状外来実施医療機関につきましては，県において取りまとめており，本市におきましては，保健所において保健師が患者の相談を受け，必要に応じて診療可能な医療機関を案内するなどの対応を行っているところです。

引き続き，罹患後症状に係る研究の進捗状況や国の動向等を注視し，県との密な情報共有を図りながら，患者一人一人への丁寧な対応に努めてまいります。（保健総務課）

新型コロナウイルス感染症につきましては，令和５年５月８日から，感染症法上の分類が５類感染症に変更となることが決定しております。現時点（令和５年３月１日現在）では，厚生労働省において，変更後の対応方針について検討が行われているところであり，当該対応方針を踏まえ，適正に対応してまいります。（保健予防課）

④ 水戸市保健所は応援派遣にとどまらず、恒常的に職員を増やし体制を強化する。

回答№4.【担当課：行政経営課】

感染症対策業務を担当する保健所保健予防課につきましては，令和５年度の組織見直しにおいて，感染症全般に係る政策立案，対策に係る体制の強化を図るため，感染症対策係を感染症政策係,感染症対策事業係及び新型コロナ対策係に,新型コロナワクチン接種事業の推進を図るため,新型コロナワクチン事業室の事業係を管理係，企画係及び記録・広報係に再編するとともに，職員の増員を予定しております。

2.　迅速なワクチン接種を推進する。高齢者・障害者・基礎疾患のある方、医療従事者などを優先する。インターネットによる接種予約が困難な高齢者などへのサポートを充実する。

回答№5.【担当課：保健予防課】

新型コロナウイルスワクチン接種については，現時点（令和５年３月１日現在）では，令和５年３月 31 日までが特例臨時接種の期限となっております。令和５年４月以降の接種方針については，厚生労働省において検討が行われているところであり，当該方針を踏まえ，適正に対応してまいります。

３．　水戸市が無料検査事業を実施し、感染拡大を防ぐこと

① 「いつでも、誰でも、何度でも」の立場で、薬局などもふくめて大規模・頻回・無料の PCR 検査・抗原検査を実施する。

回答№6.【担当課：保健予防課】

新型コロナウイルス感染症につきましては，令和５年５月８日から，感染症法上の分類が５類感染症に変更となることが決定しております。現時点（令和５年３月１日現在）では，厚生労働省において，変更後の対応方針について検討が行われているところであり，当該対応方針を踏まえ，適正に対応してまいります。

② 福祉施設や医療機関、学校などの従事者は、定期的な集団検査を実施する。

回答№7.【担当課：保健予防課】

新型コロナウイルス感染症につきましては，令和５年５月８日から，感染症法上の分類が５類感染症に変更となることが決定しております。現時点（令和５年３月１日現在）では，厚生労働省において，変更後の対応方針について検討が行われているところであり，当該対応方針を踏まえ，適正に対応してまいります。

【２】物価高騰対策

1. 消費税の緊急減税を行うよう国に求める。緊急に５%に引き下げインボイスは中止する。

回答№8.【担当課：市民税課】

少子高齢化の進行等に伴い，社会保障費の増加が避けられない中で，世代間の公平性の確保，社会保障の充実・安定化と財政健全化を図るため，消費税率の維持はやむを得ないものと考えております。

国におきましては，低所得者への配慮として軽減税率制度が導入されており，市におきましても，子ども医療福祉費の所得制限の撤廃など，独自の施策を進めております。

インボイス制度につきましては，消費税の複数税率適用の下で買い手に適正な適用税率と税額を伝えるために必要であると考えており，制度が導入される 2023 年 10 月 1 日から６年間は，免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置が設けられるなど，一定の配慮もされております。

2. 最低賃金を時給 1500 円以上とすることを国に求める。

回答№9.【担当課：商工課】

国では，「働き方改革実行計画」において，最低賃金の全国加重平均が 1,000 円以上になることを目指すこととし，助成制度や相談窓口を設け，賃金引上げにつながる中小企業の生産性向上の支援に取り組んでおります。

本市といたしましても，国の取組や事業者の状況等を踏まえながら，市内企業の生産性向上に向けた支援に取り組んでまいります。

3. 光熱費高騰の影響をうけるすべての事業者に支援を行う。エネルギー価格高騰等対策事業者緊急支援金は、速やかに広く支給できるよう周知徹底するとともに、支給条件を緩和する。

回答№10.【担当課：商工課】

本市におきましては，エネルギー価格高騰及び新型コロナウイルス感染症により，光熱費の増加及び売上の減少が生じている市内事業者に対し，事業継続を支援するため，令和５年２月末日を申請期限として，エネルギー価格高騰等対策事業者緊急支援金を支給しております。

支援制度の実施に当たりましては，広報みとや市ホームページ，ＳＮＳへの掲載などの各種広報媒体の活用のほか，商工団体や業界団体と連携しながら，周知徹底に努めております。

支給に当たっての要件につきましては，適切な対象者に支給を実施するためには，経費増加及び売上減少のいずれの要件も満たす必要があると考えております。

4. 物価高騰・感染拡大で減収が見込まれる飲食店や関連事業者への追加支援や補償を具体化する。

回答№11.【担当課：商工課】

本市におきましては，エネルギー価格高騰及び新型コロナウイルス感染症により，光熱費の増加及び売上の減少が生じている，飲食店や関連事業者を含む，市内事業者に対し，事業継続を支援するため，令和５年２月末日を申請期限として，エネルギー価格高騰等対策事業者緊急支援金を支給しております。

今後とも，社会経済情勢及び感染状況を注視しながら，市内事業者の事業継続に向けた支援等に努めてまいりたいと考えております。

5. 関連事業者支援一時金の申請期間を延長し、申請書類の軽減、電話相談窓口の拡充、対象事業者の拡充を県に求める。

回答№12.【担当課：商工課】

茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金につきましては，県独自の営業時間短縮要請や不要不急の外出自粛要請による影響を受け，売上が大きく減少した事業者を対象に，一時金を支給するものであり，第４弾まで実施されております。

本市といたしましては，引き続き，県の動向を注視しながら，各種支援制度の活用促進が図られるよう，迅速，丁寧な情報発信に努めてまいります。

6. 緊急小口、総合支援資金の返済を免除する。

回答№13.【担当課：福祉総務課】

国において，新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例措置として行ってきた緊急小口資金と総合支援資金（初回貸付）の特例貸付申請は終了しており，令和４年３月末までに申請をされた方についての返済が令和５年１月から始まっております。

返済の免除につきましては，借受人と世帯主の住民税が非課税であれば対象とするなど，資金の種類により免除要件等を整えております。

今後とも，国の方針に沿って，適切かつ迅速に対応してまいります。

7. 生活困窮者支援給付金は非課税世帯に限らず、非正規労働者などを含め対象を拡大するよう国に求める。

回答№14.【担当課：福祉総務課】

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては，国の事業として，新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で，様々な困難に直面した方々に対し，速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から，令和３，４年度住民税（均等割）非課税世帯等に対して，１世帯あたり 10 万円を支給いたしました。

また，同じ国の事業として，電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ，特に家計の影響が大きい低所得世帯に対して，電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を令和４年度住民税（均等割）非課税世帯等に対して１世帯あたり５万円を給付したところであります。

これらの給付金は，非課税世帯のみだけでなく，一定の収入があり住民税（均等割）が課税されている世帯であっても，予期せず家計が急変した場合などに，直近の収入減少により住民税（均等割）が非課税相当と見なされた場合には支給対象としておりました。

今後とも，生活困窮者への支援につきましては，国の動向を注視しながら対応してまいります。

8. 国保税・介護保険の特例減免の延長を国に求めるとともに、市独自でも減免すること。

回答№15.【担当課：国保年金課，介護保険課】

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税及び介護保険料の減免につきましては，新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している方の生活を支援するため，国の基準に基づき，納付負担の軽減を実施しているところです。

また，これらの減免につきましては，国の基準に基づき，令和５年３月 31 日を申請期限としております。申請期限の延長及び令和５年度への減免の延長につきましては，今後の国の制度設計に合わせて，対応してまいります。

9. 水道料金を値下げし、減額免除を実施する。

回答№16.【担当課：水道総務課】

水道事業は，料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としていることを踏まえ，経営環境の変化に適切に対応し，将来にわたって安定的に事業を継続するため，老朽化した水道施設の更新事業や災害時に備えた耐震化事業等を推進する財源として，令和元年 12 月議会におきまして水道料金改定の議決をいただいたところです。

水道料金の減免等の実施につきましては，減収となる見合いの財源が別途必要となりますが，国からは，「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し，補填できることが示されております。しかしながら，他の施策との有効性の比較や費用対効果を踏まえ，水道料金の減免等ではなく，地域経済活動の足元を支えるための取組を展開しているところです。

今後とも適正な料金水準としていくため，さらなる経営健全化に努めるとともに，経営状況の把握や定期的な検証を行い，信頼される事業運営に努めてまいります。

10. 市税及び公共料金のコロナ特例による徴収猶予分は減額・免除する。物価高騰で生活困窮者が増加しており、市独自に減額・免除を実施する。

回答№17.【担当課：収税課，財政課】

市税及び公共料金につきましては，丁寧な納付相談を行いながら，納税者等の実態に即した柔軟な対応に努めております。

また，市独自の減額・免除につきましては，社会経済情勢を勘案しながら，検討してまいります。

11. 経済団体・市内企業に雇用の維持を要請する。派遣切り、雇い止め、リストラをやめさせる。若者の就労相談窓口を市役所に設置する。

回答№18.【担当課：商工課】

若年者の就労相談につきましては，ハローワークにおいて新卒者専門の相談窓口「新卒応援ハローワーク」が設けられているとともに，県におきましては，若年者を含む，求職者向けの就職相談や職業紹介等の支援を行っております。

本市といたしましては，国や県などの関係機関と連携しながら，求職者等に対し，相談窓口の積極的な周知を図るとともに，雇用の維持が図られるよう，引き続き，事業者の事業継続への支援をはじめ，地元消費の拡大を促進する取組等を進めることにより，地域経済の回復に努めてまいります。

12. 米価下落に対する補てんを実施する。農産物への価格保障で農業継続を支援する。

回答№19.【担当課：農政課】

令和２・３年産と主食用米価の下落が続く中，稲作経営体の令和４年作に向けた生産意欲喚起のため，経営所得安定対策に取り組む農家等に対し，市独自に，水田農業経営継続支援金により，経営継続を支援したところです。また，農産物の価格低下のリスクに備えるため，収入保険や野菜価格安定制度，マルキン等のセーフティネットが制度化されております。

【３】子育て・教育

1. 中学生に加えて小学生の給食費を無料化する。

回答№20.【担当課：学校保健給食課】

本市におきましては，子育て世帯の経済的な負担の軽減と，相談・支援の充実を２つの柱とした水戸市独自の「こども・子育て支援パッケージ」を令和５年度から推進していくこととしており，学校給食費の無償化につきましては，乳児期から義務教育期間までの間で，教育費や食費など，特に子育てに係る費用負担の大きい中学生を持つ世帯を対象に実施することといたしました。

小学校給食費の無償化につきましては，将来的には，財源を確保し，段階的に実施できるよう検討してまいります。

2. 3歳未満児の保育料も無料にする。主食費・副食費も無料にする。

回答№21.【担当課：幼児保育課】

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い，これまで保育料に含まれていた「副食費」は，無償化の対象外となり，実費による徴収が基本と国から示されております。公立保育所におきましては，国が目安とする月額4,500円を徴収しており，民間保育所におきましても，国の月額4,500円を目安に副食費を園独自で設定し，徴収しております。

なお，低所得者等につきましては，副食費について免除となっておりますが，今後とも質の担保された給食を提供するため，食材料費としての実費を徴収することといたします。

また，３歳未満児の保育料無料化につきましては，本市におきましては，幼児教育・保育の無償化以前から，住民税非課税世帯の３歳未満児の無償化を実施しております。さらに，無償化に合わせて，全ての３歳未満児について保育料の引き下げを実施したところです。

3. 子ども医療費助成・マル福制度を拡充し、完全無料化を実施する。

回答№22.【担当課：国保年金課】

こども医療費助成（マル福）制度につきましては，県補助事業に加え，令和２年10月から市単独事業として高校生相当の外来まで所得制限を設けず拡充したことにより，高校生相当までのすべてのこどもが，入院・外来の区別なく医療費助成を享受でき，安心して医療サービスを受けられる環境づくりを推進してまいりました。医療費の完全無料化につきましては，国・県等の動向を注視してまいりたいと考えております。

4. 18歳未満の国保税均等割を免除する。

回答№23.【担当課：国保年金課】

令和４年度から国が制度化している未就学児に係る均等割５割軽減措置のほか，県の交付金を活用した 18 歳年度末までの子どもに係る均等割につきましても市独自に５割軽減とするなど，子育て世帯の経済的負担の軽減を図っております。

5. 小中学生の入学準備金を支給する。ランドセルや制服購入を支援する。

回答№24.【担当課：こども政策課】

小中学生の入学準備金につきましては，子育て世帯の経済的な負担軽減策と相談・支援の充実を２本の柱とした『みとっこ未来パッケージ』における新規事業として，児童一人につき３万円を支給する『新入生応援金』として，令和５年度からの実施に向けた準備を進めております。

6. 保育所を増設し待機児童を解消する。小規模保育施設は3歳以降の保育が保障されず、保育環境も不十分であり、認可保育所を更に増設する。

回答№25.【担当課：幼児保育課】

待機児童の解消につきましては,令和５年４月１日に,新たに１か所の保育所が開設するほか,７月には小規模保育施設１施設が保育所に移行する予定となっております。

小規模保育施設につきましては,面積及び職員配置等について,認可保育所同様の基準であり,保育環境は整っており，３歳以降の受け入れ先として，連携施設を設けることを認可の条件としております。

7. 市立保育所の民間委託は行わない。「市立保育所等における民間活力活用の検討」は中止する。老朽化した保育所の改修・改善を早急に行う。

回答№26.【担当課：幼児保育課】

保育所運営の民間活力活用につきましては,「行財政改革プラン２０１６」において，市立保育所を民間活力活用の検討を図る施設として位置付けており，現在，他市の導入事例等について研究を進めているところです。

本市には，社会福祉法人などが運営する民間保育所は47か所ありますが，日曜・祝日の保育や市立保育所より長時間の延長保育を行っている施設がその大半を占め，それぞれが特色のある保育を提供し，保護者の多様なニーズに対応しております。保育所は，民間のノウハウを生かした運営を行うことで，保護者の様々なニーズに十分に応えることができる施設であると考えております。

一方で，保育所の民間活力活用に当たっては，現在任用している保育士の処遇にも，十分に配慮するとともに,こどもの人口が減少傾向にある中,将来的な保育ニーズの状況を精査しながら,民間保育所の適正な運営が堅持できることをしっかり考慮することが重要であります。

そのため，令和４年度からの「水戸市第６次総合計画２か年実施計画」に，新規事業として,市立保育所の民間活力活用の検討を明確に位置付け,保育所運営の民間活力活用の可能性を,様々な視点から検討しております。

老朽化した保育所の改修・改善につきましては，緊急性を要するものから優先して，部分的な改善・改修を行っており，大規模な改修につきましては，人口推計等を考慮しながら，市全体の保育所・認定こども園の整備計画を策定する中で，検討してまいります。

8. 市立幼稚園の廃止計画を中止し、地域に密着した幼児教育の場として充実させ存続すること。3歳児の受け入れや保育時間の延長など拡充する。市立幼稚園の民間委託は行わない。

回答№27.【担当課：幼児保育課】

令和２年２月に策定した「水戸市立幼稚園の再編方針」に基づき，子どもたちの集団保育による学びの観点や，人的・物的資源を効果的に活用し，保育ニーズの動向を踏まえた認定こども園への移行など市立幼稚園の再編を進めております。

令和４年度は，保育の必要な児童も受け入れることができる幼稚園型認定こども園を新たに２園開設するとともに，２園において３歳児から受け入れる３年保育を開始するなど，保護者のニーズ等を踏まえ，保育サービスの拡充を図るとともに，より質の高い幼児教育・保育の提供に努めているところです。

9. 保育所・幼稚園での園児虐待や事故の防止対策を徹底する。

回答№28.【担当課：幼児保育課】

保育所・幼稚園での園児虐待や事故の防止につきましては，市内の幼児教育・保育施設及び認可外保育施設のすべてに対し，「行き過ぎた指導」「こどもの尊厳が損なわれる行為」の防止のための文書を発出し注意喚起するとともに，市立保育所長会等を通じて，児童がより安全に過ごすことができ，心身の健やかな成長と発達につながる場として，不適切な保育の未然防止と，こどもたちの最善の利益に資する保育を行うよう，直接施設長に指示しております。

また，事故の防止対策につきましては，国の通知により，民間保育所で発生したけがや事故のうち，重大事故等について，市が報告を受けることとなっており，発生報告を受けた際には，施設に対して助言や指導を行い，再発防止に努めております。

今後とも，十分な安全管理のもとで安心して保育を受けられる環境となるよう，適時，適切な指導を徹底してまいります。

10. 市内認可外保育施設（ベビーホテル）で乳児の死亡事故が２件発生した。中核市の水戸市に監督権限があり、事故の原因究明とともに、再発防止のため厳正な指導監督を実施すること。

回答№29.【担当課：福祉指導課，幼児保育課】

本市は，令和２年４月に中核市へと移行し，認可外保育施設に関する事務については，定期的な立入調査とその結果を受けての改善指導等については福祉指導課が，開設届等の受理や定期の報告徴取等については幼児保育課が，それぞれ所管しております。

利用する乳幼児の安全確保のために，国の通知等に沿って，認可外保育施設に対する指導監督の徹底に努めてまいります。

11. 保育士配置基準を引き上げ、体制や保育内容を拡充する。

回答№30.【担当課：幼児保育課】

保育士配置の最低基準につきましては，国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により定められています。

本市でも同様の基準としておりますが，市立保育所では保育補助を任用し，保育内容の充実のため体制を強化しております。

12. 保育士の給与引き上げと待遇改善をはかる。保育士確保策を拡充する。

回答№31.【担当課：幼児保育課】

本市におきましては，保育士確保のための市独自の取組として，平成２９年度に保育士等就労支援補助金を創設し，１年以上保育の現場から離れていた保育士が市内の保育所等へ就労した際に１０万円の補助を行うとともに，令和元年度からは新卒保育士等就労奨励補助金を創設し，市内保育所等に就労内定となった学生に対し２万円の奨励金を支給しております。

また，民間保育所に勤務する保育士が長く働くことができる職場環境をつくることを目的に，施設型給付において，昇給や賃金改善に加え，技能や経験に応じた役職を設けて，キャリアアップの仕組みを構築するための処遇改善等加算の活用を促進するなど，賃金体系の改善を図っております。

13. 小中学校全学年の１クラス３５人以下の少人数学級を実現する。教室での密を避け、コロナ禍でストレスを抱える児童・生徒に丁寧に寄り添う教育を実施する。児童・生徒数の多い学校のクラス増、教員増を市独自に実現する。

回答№32.【担当課：学校管理課】

学級編制につきましては，国において，「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され，令和３年度から小学校全学年で学級編制の標準を段階的に 35 人に引き下げることとしており，令和５年度におきましては，小学校第１学年から第４学年について，35 人以下の学級となる予定です。また，小学校第５学年から第６学年及び中学校全学年につきましても，茨城県の「少人数教育充実プラン推進事業」により，学級の増設や非常勤講師の配置により，複数の教員で学習指導や生活指導などきめ細かな対応を行っております。

今後とも，国・県の動向を注視しながら，令和のスタンダードとしての「新しい時代の学びの環境」における少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備に努めてまいります。

14. 教職員の長時間労働を改善する。変形労働時間制は採用しない。本市の全教員の約 3 割が、過労死ラインである月 80 時間以上の時間外勤務をしている。特に中学校の部活動が時間外勤務の大きな要因となっている。教員の増員、受け持ち時間の削減、時間外勤務の上限目標の設定、部活動の改善と部活動指導員の全校配置、研修の見直し、多忙化の解消など、長時間労働を是正する。

回答№33.【担当課：学校管理課】

教職員の長時間勤務の改善は喫緊の課題であり，業務の負担軽減や働き方に対する意識改革を図るため，学校給食会計の公会計化や校務支援システムの導入等により，業務の負担軽減や事務

事業の効率化に努めるとともに，令和２年３月に「水戸市立学校管理規則」を一部改正し，教職員の時間外勤務の上限を規定したところです。

また，教員の長時間勤務の大きな要因のひとつである部活動につきましても，「水戸市部活動の活動方針」に基づき，朝練習の禁止や休養日の設定等を行うとともに，地域人材を活用した部活動指導員の拡充や地域運動部活動推進事業の実践研究を実施しております。

今後とも，「水戸市教職員の働き方改革基本方針」に基づき，学校における働き方改革を推進し，教職員の長時間勤務の改善に努めてまいります。

15. 感染拡大に伴う学級閉鎖、休校について保健所との連携の上、慎重に判断すること。オンライン学習となる場合の学習や生活の保障を具体化すること。

回答№34.【担当課：学校管理課，教育研究課】

陽性者が判明した際の学級閉鎖，休校等の対応につきましては，国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等に基づくとともに，必要に応じて市保健所と協議しながら，感染状況に応じた感染防止策を徹底した上で，学校活動への影響が最小限となるよう，慎重に判断しております。（学校管理課）

新型コロナウイルス感染症などによる，学級閉鎖や学年閉鎖等を実施する場合には，児童生徒の学習保障として，オンライン授業を実施しております。

オンライン授業の実施に当たりましては，児童生徒の健康面に十分に配慮しながら，学習に遅れが生じないよう，各学校において授業計画を作成し，時間割に沿って実施しております。（教育研究課）

16. タブレット学習のメリット・デメリットを検証すること。 子どもたちの心身の健康への影響を考慮し、安心安全な活用法および使用指針を確立すること。

回答№35.【担当課：教育研究課】

児童生徒１人１台端末を活用した学習のメリットにつきましては，児童生徒が疑問に思ったことなどをインターネットで瞬時に調べることができること，発表資料を作成する際に，図画や写真等を取り入れるなど，これまでのように紙に書く方法では表現することが難しかったアイディアを表現できることなどがございます。また，デジタルドリルを活用することで，児童生徒一人一人の理解度に応じた課題に取り組んでおります。

また，端末と大型提示装置を組み合わせることで，挙手しなくても自分の意見を発表することができ，様々な意見をクラス全体で共有することにより，考えの広がりや深まりが見られるなど，本市の目指す，個別最適な学習と協働的な学びの実現に大きく寄与するものとなっております。

さらに，新型コロナウイルス感染症などによる，学級閉鎖や学年閉鎖の際には，端末を活用したオンライン授業により，児童生徒の学びを継続することができております。

一方，端末の画面を長時間見続けることによる身体への影響等が懸念されますことから，児童生徒が安心して安全に端末を使用することができるよう，端末の使い方のきまり等を作成しております。また，端末を利用した他者への誹謗中傷によるトラブルやネット依存など，子どもたちの心の面への影響も考慮し，フィルタリングやアプリケーションの利用を一部制限するとともに，情報モラル教育の充実を図ってまいります。

今後とも，児童生徒の情報活用能力の育成と，端末の更なる効果的な活用に向け，継続的に検証を行ってまいります。

17. 新型コロナ等の影響で中止となった学校行事の代替については、児童生徒の意見を十分取り入れ、思い出に残る体験学習を実施すること。

回答№36.【担当課：教育研究課】

令和４年度につきましては，新型コロナウイルス感染症対策のため，感染リスクの高い行事において，縮小や延期，又は中止といたしました。

中止としました「船中泊を伴う自然教室」につきましては，各学校において，１泊２日の代替行事を計画し，思い出に残る自然体験等を実施しております。

今後とも，新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮した上で，児童生徒，保護者，教職員等の意見を踏まえながら，児童生徒の思い出に残る代替行事を実施してまいります。

18. 就学援助の適用について、新型コロナウイルスの影響を含めて、直近の収入減に応じて速やかに認定することとし、保護者に広く周知する。

回答№37.【担当課：学校管理課】

就学援助制度における準要保護認定につきましては，これまでも収入基準を超える場合であっても，生活実態における特別な事情を学校長の意見や保護者に対する追加調査の結果などを踏まえ，総合的に判断しているところであり，新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した場合におきましても，現在の家計の状況を調査するなど，適切に対応しております。また，周知につきましては，本市ホームページや学校を通じて全児童生徒に配布する就学援助の案内に，新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した状況を加味して審査する旨を記載しております。

各学校におきましても，児童生徒の家庭の生活状況を把握するほか，日頃から被服や所持品等に注意を払い，支援が必要と思われる家庭につきましては，その都度，就学援助制度を案内し，必要な時期に必要な援助を受けられるよう努めております。

今後とも，学校とのより一層の連携を図りながら，制度の適切な運用と周知に努めてまいります。

19. 医療的ケア児の入学・通学を保障できるよう、看護師配置などの体制を整備する。医療的ケア児を支援する看護師や保育士を要請するための研修・実習をすすめる。

回答№38.【担当課：教育研究課】

学校における医療的ケアが必要な児童生徒への支援につきましては，保護者の付き添いがなくても学校生活が送れるよう，医療行為が可能な看護師資格を有する支援員を配置するとともに，学校・保護者・医療機関等と連携しながら，支援体制の構築に取り組んでまいります。

今後とも，学校・保護者・医療機関等と教育委員会が連携を図りながら，個に応じた適切な支援ができるよう努めてまいります。

20. 学校給食について

① 児童手当から学校給食費を徴収しない。

回答№39.【担当課：学校保健給食課】

学校給食費に未納がある場合には，公平性の観点から，児童手当法第 21 条第 1 項の規定に基づき，保護者からの申出による児童手当からの徴収を実施しております。

保護者への通知には，万が一，給食費の納め忘れなどによる未納が生じた場合，児童手当から納入いただくことができるものであることを明記しております。

さらに，経済的な理由により支払いが困難な児童，生徒の保護者に対しましては，就学援助制度等についても周知しております。

今後とも，学校給食の意義・役割などを保護者に十分に周知するとともに，未納や経済的理由により支払いが困難となった場合には，児童手当からの申出徴収制度や就学援助制度の一層の活用を進めてまいります。

② 調理業務の民間委託をやめ、市が責任をもって各校の自校調理を継続維持する。

回答№40.【担当課：学校保健給食課】

学校給食調理等業務の民間委託につきましては，民間活力活用のもと，市民サービスの維持向上及び経費の縮減が見込まれることから，単独調理校におきましては，平成 26 年度から順次導入しております。導入に当たり，献立作成及び食材の調達につきましては，引き続き本市が直接行うとともに，委託後は，調理等業務の円滑な移行及び適切な運営についての検証会を実施し，本市が運営していたときと同様に,安全で安心な学校給食を提供していることを確認しております。

今後とも引き続き，適切な運営が図られるよう検証を重ねながら，年次計画により，調理等業務の民間委託を進めてまいります。

③ ソフト麺の提供回数を増やす。

回答№41.【担当課：学校保健給食課】

ソフトめんの提供回数につきましては，本市が提供を受けていたソフトめん製造業者の廃業に伴い，他市町村に提供している業者が，新たに本市へ提供できないか，茨城県学校給食会と協議を行ったところ，「本市分を製造する余力は少ないが，各学校においては年１回のみであれば提供できる。」との回答を得たため，現在，学校給食において各校年１回提供しております。

このような状況により，現在のところ，これ以上の提供は困難でありますので，御理解をお願いいたます。

④ コロナ等で休校となった場合の業者への損失補填を確実にし、製パン業者などの営業をまもる。

回答№42.【担当課：学校保健給食課】

令和２年３月における学校の一斉臨時休業に際しましては，国の学校臨時休業対策費補助金を活用し，影響を受けた主食業者を含めた食材納入業者に対し，補助金を交付いたしました。

また，令和３年８月から９月及び令和４年１月から３月にかけての県からの要請等による学校の臨時休業等に際しましては，上記のような国の補助事業がありませんでしたが，学校給食における影響が大きい主食業者を対象として，地方創生臨時交付金を活用し，独自の支援事業を実施いたしました。

21. 中学校の部活動の保護者負担を軽減する。地域部活動への移行については、生徒や保護者の意見を反映し、新たな負担金を請求せず市の予算で行う。

回答№43.【担当課：教育研究課】

本市におきましては，休日の部活動の段階的な地域移行に向け，地域人材や運営団体の確保などの課題に総合的に取り組むため，令和３年度から双葉台中学校においてモデル校実践研究を実施し，令和４年度も引き続き，検証を進めております。モデル校で実践するに当たりましては，保護者会を通じて御理解をいただき，令和４年度におきましても，継続して実施している生徒及び保護者へアンケートを実施し，「概ね満足である」と回答をいただいております。

さらに，令和４年度は，陸上競技，軟式野球，バレーボールの３つの運動部活動におきまして，生徒の自主的な参加により，専門的な指導者から技術指導を受けるスポーツ教室を新たに開催し，検証を進めているところです。

今後とも，段階的な地域移行に向けた体制の構築や環境整備につきまして，生徒や保護者のニーズに応じた運営ができるよう検討してまいります。

22. LD(学習障害)の児童生徒の支援のため、小中学校それぞれに在籍・通級教室を設置する。子ども発達支援センターとの連携など心理検査・診断に対する相談を充実する。
LD に関する教職員の研修を充実する。総合教育研究所の相談支援係の体制を拡充する。発達支援コーディネーターを増員する。

回答№44.【担当課：教育研究課】

本市におきましては，言語障害通級指導教室を小学校２校に，情緒障害通級指導教室を小学校３校及び，中学校１校に設置し，一人一人の障害に即した支援に努めております。ＬＤ（学習障害）の通級指導教室につきましては，令和３年度に浜田小学校に開設し，令和４年５月現在，他校通級生を含む７名の児童が在籍しております。通級指導教室の設置に当たりましては，対象となる生徒が一定数以上いることが前提とされ，教員配置などの課題もあることから，中学校における情緒障害通級指導教室とＬＤ（学習障害）の通級指導教室の設置につきましては，生徒の実態把握に努めながら研究してまいります。

心理検査・診断に対する相談につきましては，引き続き，こども発達支援センターなどの専門機関等と連携しながら進めてまいります。

学習障害に関する研修につきましては，令和４年度，新たに学習障害の検査方法等に関する研修を実施しております。今後も継続して実施し，学習障害の検査ができる教員を増やすことで，学校における支援体制を強化してまいります。あわせて，研修会へ専門家を講師として派遣するなど，研修の充実を図ることで，教員一人一人の学習障害に対する理解を深めてまいります。

総合教育研究所支援相談係の支援体制につきましては，総合教育研究所内に設置しております笠原小学校の情緒障害通級指導教室の担当者と連携を図るとともに，令和４年度から，様々な障害の特性に対応できる「特別支援教育専門員」を新たに配置し，各学校を巡回し，児童生徒への支援法について専門的な知見から助言を行うなど，支援体制の強化を図っているところです。

今後とも，一人一人の教育的にニーズに応じた支援に努めてまいります。

23. 不登校の児童生徒が増加しており、本人や保護者に対する支援体制を拡充する。
うめの香教室など通級教室を市内に複数設置する。校内フリースクールの設置、オンラインの活用を進める。訪問支援員、スクールソーシャルワーカーを増員する。

回答№45.【担当課：教育研究課】

不登校児童生徒への支援につきましては，総合教育研究所において，電話や来所相談による相談を行うほか，公認心理師等の資格を持つ相談員が，本人や保護者に丁寧に関わるとともに，家庭に引きこもりがちな児童生徒に対しては，家庭訪問相談員が訪問相談による支援を行っております。

さらに，令和４年度から本市独自にスクールソーシャルワーカーを配置し，学校への巡回訪問や必要な家庭に対する家庭訪問を行うとともに，学校からの緊急的な要請に迅速に対応するなど学校への適切な支援や学校との連携強化に努めております。

令和５年度からは，新たに校内フリースクールを中学校１校に設置し，学校生活に向けた支援の充実に努めてまいります。

また，家庭にいても学校の授業に参加できるよう，オンライン授業を実施し，個別の状況に応じた支援を行っております。

今後とも，不登校児童生徒一人一人に寄り添いながら，きめ細やかな支援に努めてまいります。

24. 学校プールの廃止方針を撤回すること。

・改修・修繕をすすめ、各学校で安全・安心なプール授業ができるようにすること。

・学校プールの開放を、全市的に利用できるよう実施校および実施日を増やすこと。

回答№46.【担当課：学校施設課，教育研究課，スポーツ課】

市立学校の水泳授業は，気候や天候の影響により計画的な実施が困難であること，プール施設の清掃や日々の維持管理等教職員にかかる負担が大きいこと，老朽化が進むプール施設の改築や大規模改修には多額の費用が必要となること等の課題があります。

このような中，本市におきましては，年間を通じて計画的かつ安全安心な環境で水泳授業を実施するとともに，学齢の低い段階から水に慣れ親しむ環境を確保するため，まず，小学校において，学校外の屋内プール施設を活用することといたしました。

さらに，全小学校において，より効果的な授業を実施するため，補助的指導等を行う外部人材も活用してまいります。

今後とも，安全安心な環境での計画的かつ効果的な水泳授業の実施に努めてまいります。（学校施設課・教育研究課）

夏休み期間中の学校プール開放につきましては，平成 28 年度から市民が気軽に水に親しみ触れ合う機会を確保するため，小学校プールを有効活用して実施しており，小学生を中心に幼児から大人まで，多くの方々に御利用いただいております。

開放校につきましては，低学年児童が利用可能な水深の浅い徒渉池プールを合わせて設置している小学校プールについて，施設の状況や地域バランスを考慮して設定しており，気軽に快適に御利用いただけるよう，学校プール開放事業の推進に努めてまいります。（スポーツ課）

25. 通学に路線バスを利用する児童生徒の自己負担をなくす。

回答№47.【担当課：学校管理課】

通学に路線バスを利用する児童生徒への支援につきましては，経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し，就学援助制度により通学費の実費を支給しているところです。

県内の他市町村におきましては，学校の統廃合等により遠距離通学児童に対し通学定期代等を補助している事例もありますが，本市におきましては，利便性の観点から路線バスを利用している児童生徒や遠距離通学にもかかわらず路線バスがないために徒歩で通学している児童生徒もいることなどから，整理しなければならない課題もあるため，十分に検討する必要がございます。

今後とも，全ての子どもが家庭の経済状況に左右されることなく義務教育を円滑に受けることができるよう，通学費の支給も含めた就学援助制度の充実に努めてまいります。

26. 小中学校すべての学校図書館に専任司書を配置する。学校図書館支援員を増員し、訪問回数を増やすなど、学校への支援を拡充する。

回答№48.【担当課：中央図書館】

学校における司書につきましては，学校図書館法第５条の規定に基づき，すでに全校に司書教諭を配置しております。各学校の司書教諭は，他の校務と兼務している状況にありますが，学校全体で組織的・計画的に学校図書館運営に取り組んでおります。

また，学校図書館支援員につきましては，令和元年度に２名を増員したところであり，現在は９名体制により，定期的な訪問巡回の充実を図りながら，蔵書のデータベース化を一層進めていくとともに，蔵書管理システムを活用し，図書の貸出・返却・検索等のカウンター業務及び図書の登録・除籍等の蔵書管理業務の迅速化，さらにはレファレンス，読書相談等を通じた読書活動の促進を図っております。

今後とも，子どもたちの興味や関心，さらには学習活動に即した図書を整備し，親しみやすく，利用しやすい環境づくりを進めるとともに，オリエンテーションの積極的な開催支援等を通じた読書活動や授業活動への学校図書館の活用を図ってまいります。

27. 老朽化の著しい学校施設の改修・改築を速やかにすすめる。「学校施設の緊急安全対策」の予算を大幅に増額し、3か年にとどまらず継続的に予算を確保する。
学校から出される「工事・修繕要望書」は繰り越さず、年度内にすべて改善する体制を確立する。

回答№49.【担当課：学校施設課】

学校の老朽化対策としましては，本市では，長寿命化改良事業を推進しているところです。今後におきましても，校舎及び屋内運動場の長寿命化改良事業を計画的に推進してまいります。

一方，当分の間，長寿命化改良事業の対象とならない学校施設の経年劣化に対しましても，児童生徒が一日の大半を過ごす学校の施設設備を良好に保つことは重要であり，令和４年度からは，予算を大幅に増額し，重点的に対応しているところです。今後とも，予算の確保に努め，適切な修繕を実施することで，児童生徒が快適に過ごすことができる環境づくりに努めてまいります。

28. 危険な通学路の安全対策のための予算を増やし、歩道の整備、段差の解消、街灯の設置などを速やかに進める。実際に子どもたちの意見を聞く場を設け、こまやかな改善策を実施する。

回答№50.【担当課：学校保健給食課，建設計画課】

本市における通学路の安全対策につきましては，平成27年３月に策定した「水戸市通学路交通安全プログラム」に基づき，毎年度，通学路現況調査や通学路合同点検等により，通学路の危険箇所を把握するとともに，国・県，警察や庁内関係課等で組織する水戸市通学路安全対策推進会議において情報の共有化を図り，対策の検討・実施や進捗状況の確認を行っております。

また，各学校におきましては，児童生徒の意見等を踏まえながら，児童生徒の目線に立った安全マップを作成し，児童生徒が生活する上で注意すべき危険箇所等について指導するとともに，

教職員だけでなくＰＴＡや地域の皆様を含めたスクールガード等による登下校時の通学路や学校周辺の巡回，立哨，見守り活動を実施するなど，児童生徒の安全確保に努めております。（学校保健給食課）

通学路の安全対策につきましては，国庫補助事業を活用しながら計画的な事業推進を図っているところです。

歩道の整備につきましては，現況道路の幅員が不足している場合，新たな用地取得が生じるなど多くの課題があります。また，既存歩道の段差解消のためには，現況の歩道の高さに合わせてできている宅地出入り口のすり付けが必要になるなど，施工上の問題があります。

したがいまして，歩道の整備や段差の解消につきましては，これらの様々な課題があるため，適宜状況を確認しながら，可能な安全対策を図っているところです。

また，街路灯につきましては，交差点やカーブなど，道路交通の安全を図る必要がある箇所への設置を原則として，年次的に整備を進めているところであり，今後とも危険箇所の把握，改善に努めてまいります。（建設計画課）

29. 放課後学級の拡充について

① 放課後学級は教室より密な環境のうえ、支援員は消毒等の作業に追われており、コロナ対策として支援員を増員すること。

回答№51.【担当課：こども政策課】

児童の密集を避けるため，学校の協力のもと，利用児童の多い時間帯につきましては，学校の余裕教室を活用するなどの対応をしているところです。

また，支援員におかれましては，新型コロナウイルス感染症の感染防止のため，日頃から，こまめな消毒など感染症対策に努めていただいているところです。コロナ対応により支援員の負担は大きくなることから，訪問指導員の定期的な訪問による指導・助言により，きめ細かく対応するなど，支援員のサポート体制を充実することで，支援員の働きやすい環境づくりに努めてまいります。

② 放課後学級の民間委託をやめ、直営で責任を持って行うこと。

回答№52.【担当課：こども政策課】

民間委託につきましては，支援員が確保できず最も多くの待機児童が発生していた梅が丘小学校におきまして，令和元年度に民間活力活用モデル事業を実施いたしました。その結果，６年生までの全ての対象児童の受入れが可能となり，同校の待機児童が解消するとともに，放課後子ども教室につきましても，一体的に委託したことで事業内容の充実が図られました。

このモデル事業の成果を踏まえ，保護者，本市ＰＴＡ連絡協議会役員，学識経験者等を集め，御意見を伺いましたところ，事業の安定的な運営に向けて民間委託が有効であるとの御報告をい

ただきましたことから，民間委託を段階的に推進し，令和３年度に全校を民間委託としたところであります。

今後におきましても，民間活力の活用により待機児童ゼロの継続を図るとともに，保護者のニーズに応じたサービスを提供し，放課後等における児童の健全育成を一層推進してまいります。

③ 委託会社によって違う支援員の待遇や指導内容の格差を改善すること。

回答№53.【担当課：こども政策課】

支援員及び業務内容につきましては,業務委託仕様書において「業務従事者の処遇については,本市の報酬額を下回らないようにする等配慮すること」としております。

また，各事業者の実施する特色ある取組につきましては，毎月，情報共有の場を設け，各地区ごとに提供される市民サービスの平準化を図り，全ての児童が多様な体験・活動ができるよう取り組んでおります。

④ 市が各学級の運営および子どもひとりひとりの状況をきちんと把握し対応すること。

回答№54.【担当課：こども政策課】

運営及び子どもの状況につきまして，業務委託仕様書に定める計画書や報告書，訪問指導員の訪問等により，定期的に確認を行うとともに，事故等，緊急の案件については随時対応することとしております。今後とも，事業者と連携し，全ての児童が安全・安心に過ごせるよう努めてまいります。

⑤ 開設時間を全校で午後７時まで延長する。

回答№55.【担当課：こども政策課】

開設時間につきましては，これまで段階的に午後６時 30 分まで延長する学校を増やしてまいりましたが，令和３年度からは全校で土曜日以外の終了時刻を午後６時 30 分までといたしました。

また，開設時間の更なる延長につきましては，午後６時 30 分まで延長した効果や保護者のニーズ等を注視し，検討してまいります。

⑥ 施設の老朽化対策、改修および修繕を速やかに行い、すべての学級を専用施設とすること。

回答№56.【担当課：こども政策課】

本市におきましては，余裕教室の活用を基本とし，不足する場合は専用棟を建設するなどの対応を行い，全ての学校で受け入れ態勢を完成させております。

施設の修繕等につきましては，報告や法定点検の結果等に基づき，緊急性の高いものから順次改修及び修繕を進めてまいります。

30. 民間学童クラブへの支援について

① 民間学童クラブでは、コロナ禍で支援員の過重勤務や、自粛による経営悪化に見舞われている。消毒液などの確保に対する追加支援、休校時の長時間保育への加算、指導員確保など継続的に支援する。補助増額で支援員の勤務体制や経営基盤を支えること。

回答№57.【担当課：こども政策課】

感染拡大防止のための物品の購入や，休校時等のかかり増し経費につきましては，令和元年度から放課後児童健全育成事業の補助において支援を行っております。また，令和３年度からは「放課後児童支援員等処遇改善事業」を実施しており，引き続き，国の子ども・子育て支援交付金による予算措置状況を注視しながら民間学童クラブの支援に努めてまいります。

② 指導員の待遇改善のため賃金補助の拡充、家賃負担の軽減および民間施設の紹介、公共施設の有償提供など継続使用できる施設確保に対する支援を行う。

回答№58.【担当課：こども政策課】

設備・運営等の基準を満たす民間学童クラブに対しましては，「水戸市子ども・子育て支援事業計画」に基づき，運営費を補助しております。平成 27 年度からは，家庭・学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員の賃金改善に係る費用を補助する「放課後児童支援員等処遇改善事業」を，平成 30 年度からは，支援員の経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善に必要な費用の一部を補助する「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施しているところです。令和３年度から新たに実施した「放課後児童支援員等処遇改善事業」とあわせ，今後とも，民間学童クラブの放課後児童支援員の処遇改善につながるよう努めてまいります。

家賃負担の軽減につきましては，放課後児童健全育成事業の補助には，施設利用料として家賃負担分も含まれております。今後におきましても，学童クラブの安定的かつ継続的な運営に向け，必要な支援が行えるよう，引き続き，国に対し働きかけてまいります。

③ ひとり親家庭・低所得家庭への保育料の減免措置を実施する。

回答№59.【担当課：こども政策課】

就労等により，保護者が昼間家庭にいない全ての児童に対し，適切な遊び及び生活の場を提供するため，民間学童クラブの保護者負担金の軽減につきましては，引き続き検討してまいります。

31. 第四中学校の生徒数増加に対応して教室を増設する。体育館ネットの改修、体育館周辺の腐食した柵の改修など老朽化対策を実施する。

回答№60.【担当課：学校施設課】

関係機関と連携を図り，開発計画等の情報を速やかに把握し，学級数及び生徒数の変動に対応してまいります。現在の校舎内で，新たな教室の確保が困難となる可能性が生じた場合は，校舎

の増築等も視野に入れて検討するなど，教室不足が生じることのないよう適切な対応を図ってまいります。

また，学校施設の経年劣化に対しましても，児童生徒が一日の大半を過ごす学校の施設設備を良好に保つことは重要であり，今後とも，予算の確保に努め，適切な修繕を実施することで，児童生徒が快適に過ごすことができる環境づくりに努めてまいります。

32. 笠原中の生徒数増加に対応して教室を増設する。

回答№61.【担当課：学校施設課】

関係機関と連携を図り，開発計画等の情報を速やかに把握し，学級数及び生徒数の変動に対応してまいります。現在の校舎内で，新たな教室の確保が困難となる可能性が生じた場合は，校舎の増築等も視野に入れて検討するなど，教室不足が生じることのないよう適切な対応を図ってまいります。

33. 子どもの貧困対策について

① 学習支援事業（生活困窮世帯に対する無料塾）を市内全地域で行う。

回答№62.【担当課：生活福祉課】

平成 28 年度及び平成 29 年度は赤塚地区１か所で実施しておりましたが，平成 30 年度からは吉沢地区，令和元年度からは新荘地区，令和２年度からは浜田地区，令和４年度からは梅が丘地区，寿地区に会場を増やして実施しており，令和５年度は会場を２か所増やす予定となっております。引き続き，子どもの学習・生活支援事業の充実に努めてまいります。

② 小中学生に対する就学援助の入学準備金をさらに増額すること。対象者に制度を周知する。

回答№63.【担当課：学校管理課】

就学援助制度における新入学児童生徒学用品費の支給額につきましては，国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価の改定を参考にしながら，適宜改定しております。また，制度の周知につきましても，本市ホームページへの掲載や就学時の健康診断通知書と合わせて就学援助の案内を送付するなど，児童生徒が必要な時期に必要な援助が受けられるよう努めております。

今後とも，学校とのより一層の連携を図りながら，制度の適切な運用と周知に努めてまいります。

③ 子ども食堂に財政的な支援及び市民センターなど場所の提供を行う。

回答№64.【担当課：こども政策課】

市内の子ども食堂につきましては，個人ボランティアやＮＰＯ法人，各種団体などが，実施団体のネットワーク化により相互に連携しながら，創意工夫によって特色をもった取組がなされております。本市におきましては，市民センター等の場所の提供や事業の周知などにより活動に協

力しているところであり，引き続き，団体のニーズ等を踏まえながら，協力や支援のあり方を検討してまいります。

34. 博物館の老朽施設の改善、資料の保全対策および人員を拡充する。

回答№65.【担当課：歴史文化財課】

博物館の老朽施設及び資料の保全対策につきましては，平成 28 年度から 29 年度にかけて施設を休館し，耐震化を主とした大規模改修を行い，改善に努めてまいりました。また，消防設備や空調等，資料の保全に欠かせない設備についての修繕も適宜進めております。

人員の拡充につきましては，自然，歴史，民俗，美術の各部門に学芸員を配置し，適正な体制を維持しながら，特別展や体験教室などの事業を積極的に行い，郷土の魅力を知る機会の創出を図っているところです。

今後におきましても，貴重な資料を将来の世代に守り伝えるための取組を推進するとともに，展示の内容や調査研究をより一層充実させ，市民の皆様に親しまれる，魅力ある博物館となるよう努めてまいります。

35. 大規模屋内プールではなく、幼児から大人までだれもが楽しめる屋外市民プールを整備する。

回答№66.【担当課：体育施設整備課】

新たなプールの整備に当たりましては，整備後の管理運営費も含め多くの事業費を要することから，これまでのプール利用状況や大会開催状況等を十分考慮し，導入する機能や規模，財源の確保策など，様々な観点から検討しなければならないと考えております。

議会におかれましても，水泳競技施設等調査特別委員会が設置されており，特別委員会での議論を踏まえるとともに，市民ニーズや競技団体の意向を把握しながら，多様な利用者が快適に利用できるよう，新たなプールの在り方について検討してまいります。

36. 県庁周辺に市立図書館を建設する。市立図書館の資料費を増額し蔵書を充実させる。運営を指定管理者から市直営に戻す。

回答№67.【担当課：中央図書館】

本市の図書館サービスにつきましては，第６次総合計画及び第３次図書館基本計画に基づき，市内を６つのサービス圏に分け，中央図書館をはじめとする６館体制の下，利用者のニーズに応じた事業の展開や各地域の特徴，近隣施設の状況などを踏まえながら，館ごとに特色ある運営を行っております。

県庁周辺地区につきましては，現在，東部図書館のサービス圏と位置づけておりますが，このエリアは千波地区をはじめ吉田地区，笠原地区など人口が集積する地区が多く，笠原地区など南部地区を中心として今後も更なる人口増加が見込まれております。

そのため，各サービス圏における利用者の状況や地域住民の意向などを調査し，地域の実情を踏まえながら，今後とも高まる図書館ニーズへの対応のため，次期総合計画及び第４次図書館基本計画の策定を進めていく中で，南部地区への新たな図書館整備の在り方についても検討を進めてまいります。

次に，本市の市立図書館の資料費及び蔵書数につきましては，類似都市の中の平均を上回るなど，高い水準にありますことから，今後とも，利用者の意向を踏まえながら，多様化する市民ニーズを把握・考慮した上で，必要となる資料費を確保し，魅力的な図書資料の提供に努めてまいります。

次に，指定管理者制度につきましては，指定管理者制度の導入により，開館時間の延長や開館日数が増加し，また，指定管理者による新たな独自サービスとして，育児コンシェルジュの配置，託児サービスの提供，電子図書館の開設，デジタルアーカイブシステムの導入，図書館まつりの開催など，従来にない取組を行うことにより，導入前と比べ来館者や図書貸出点数が増加しております。

本市及び指定管理者が行った利用者アンケートにおきましても，総合的な施設満足度について，約９割の方から指定管理者の取組を評価する回答をいただいておりますことから，今後とも，直営を維持する中央図書館と指定管理者間での協議を進めながら，施設サービスの向上に努めるとともに，魅力的な図書館づくりを進めてまいります。

37. 子育て支援センターや児童館を、西部地区や県庁周辺に設置する。

回答№68.【担当課：こども政策課】

子育て支援センターなどの子育て支援施設につきましては，子育て支援・多世代交流の拠点であるわんぱーく・みと，はみんぐぱーく・みとを核とし，親子の遊びや交流の場や育児相談等の窓口として連携し，事業展開を図っております。

現在，西部地区において，子育て支援機能を備えた，いきいき交流センター「あかしあ」の整備を進めております。

38. 子どもが相談しやすい電話窓口を設置する。どんな相談にも丁寧に対応すること。

回答№69.【担当課：教育研究課】

本市におきましては，総合教育研究所内の「教育相談室」において，電話相談窓口（平日は午前９時から午後８時まで，土曜日は午前９時から午後５時まで）を設置し，児童生徒の悩みや不安に寄り添った相談事業に努めております。相談内容によっては，来所による定期相談を実施するなど，児童生徒に寄り添った教育相談を継続しております。

また，いじめに関する相談につきましても，総合教育研究所内に電話相談窓口（平日は午前９時から午後５時まで）を設置し，一人一人の悩みにしっかりと寄り添いながら対応しております。

今後とも，これらの相談窓口について，定期的に周知し，児童生徒が安心して学校生活が送れるよう努めてまいります。

39. 児童虐待やDVの相談窓口と体制を拡充し機敏な対応をはかること。

回答№70.【担当課：子育て支援課】

子ども家庭総合支援拠点及び配偶者暴力相談支援センターの体制強化を図り，令和２年４月からは係長１名，ケースワーカー４名，家庭児童相談員２名，心理担当支援員２名，女性相談員２名により，児童の養育・虐待に関する相談や女性相談・ＤＶ相談などへの対応を一体的に行っているところであります。

引き続き，児童相談所や茨城県警察，医師会，民間支援団体など幅広い関係機関・団体により構成される「水戸市要保護児童及びＤＶ対策地域協議会」のネットワークを活用し，児童虐待やＤＶに関する様々な問題への対応を図ってまいります。

40. 市奨学金（高校生25人程度、月6,000円、返済不要）の対象人数を拡大する。

回答№71.【担当課：学校管理課】

水戸市奨学金につきましては，水戸市奨学基金条例に基づき，人物，学力ともに優れているにもかかわらず，経済的理由により修学することが困難な生徒に対し，月額6,000円の奨学金を支給しているところであり，75名を上限としております。

その運用に当たりましては，水戸市奨学基金の運用益金を充てるものとしておりますが，現在は一般財源も充当して運用しているところであり，令和４年度の奨学生は 35 人でありますことから，今後とも，本奨学金制度のより一層の周知に努めてまいります。

【４】医療・福祉

1. 国民健康保険について

① 国保会計の黒字の活用、一般会計からの繰り入れで、国保税を値下げする。

回答№72.【担当課：国保年金課】

令和５年度の収支見込みにつきましては，県から示された国保事業費納付金の算定結果を基に推計した事業運営に必要な保険税額に対し，現行の保険税率による保険税収入見込額が不足する見込みであります。しかしながら，国保会計の黒字（繰越金）を計画的に活用することで，収入不足が解消され収支の均衡が図られることから，被保険者の急激な負担増に繋がらないよう十分に配慮しながら，適正な国民健康保険事業の実施が可能となる見込みであります。

また，一般会計からの繰入れにつきましては，茨城県国民健康保険運営方針において，決算補填等を目的とした一般会計繰入れ等の解消・削減について，実効性のある取組が定められていることから，これらに基づき，持続可能な国保運営が図られるよう，引き続き，国保財政の健全化に努めてまいります。

② 滞納世帯への差し押さえ、茨城租税債権機構への取り立ての委託を行わない。

回答№73.【担当課：収税課】

将来にわたり本市の安定した行政サービスを提供するためには，持続可能な財政運営の確立を図ることが重要であることから，滞納額が累積しないよう，法令等に定められた手続に則り，滞納処分の適正な執行に努めてまいりました。今後とも，納税者の生活状況等の正確な把握に努め，適切な徴収対策を推進してまいります。

茨城租税債権管理機構への委託につきましては，度重なる納税折衝にもかかわらず徴収が困難となっている大口滞納者や，滞納者の財産上に複雑な利害関係が生じているもの，広域的な財産調査が必要なものなど市単独では徴収が困難なものを対象としており，引き続き，当該機構の専門的なノウハウを活用し，滞納事案の早期解消に努めてまいります。

③ 限度額引き上げを行わない。

回答№74.【担当課：国保年金課】

賦課限度額の引き上げは，国において高所得層にも応分の負担を求め，中間所得層の負担軽減を図ることを目的に実施されます。本市におきましても，負担の公平性の観点から適切に対応してまいります。

2. 介護保険制度について

① 介護保険料を値下げする。減免制度を拡充する。

回答№75.【担当課：介護保険課】

介護保険料につきましては，介護保険事業計画の策定に合わせて，推計した介護サービスの見込量等に基づいて，必要となる保険料を設定しております。今後の介護保険事業の運営に当たりましては，事業者指導を含む給付の適正化に取り組むとともに，介護予防事業の充実により将来の介護給付費の抑制を図ることで，市民の保険料負担に配慮しながら，持続可能な事業運営に努めてまいります。

介護保険料の減免につきましては，被保険者が，災害等による損害を受けた場合のほか，病気，失業等により保険料の納付が困難であると認められる場合に実施しております。引き続き，介護保険料負担の公平性を踏まえた適正な減免制度の運用を行ってまいります。

② 特別養護老人ホームの食費・居住費の利用料について一定の貯金がある場合は減免対象外となった。無収入および低収入の場合は減免を実施すること。

回答№76.【担当課：介護保険課】

負担の公平性の観点から，利用者の所得及び資産の状況に応じて，国の基準に基づき御負担いただくものですので，今後とも法令に基づき措置してまいります。

③ 要支援１・要支援２につづき要介護１・２の高齢者も介護保険から外し、市町村の介護事業に移行しようとしている。専門的な介護を誰もが安心して受けられるようにすること。

回答№77.【担当課：高齢福祉課】

法令に基づき保険事業を執行しているものであり，今後とも，国の制度改正の動向を把握しながら，引き続き，円滑な制度運営を図ってまいります。

なお，令和５年２月現在，御指摘のような制度改正について，国からの通知等はありません。

3. 後期高齢者医療について

① 75 歳以上の医療費自己負担の 2 割への引き上げは撤回するよう国に求める。

回答№78.【担当課：国保年金課】

団塊の世代が後期高齢者となることに伴い，医療費の増加により，後期高齢者医療制度を支える現役世代の負担の大きな上昇が見込まれます。後期高齢者の方につきましても負担能力に応じた窓口負担へと見直したことにより，現役世代の保険料負担の上昇の抑制が図られ，制度が適正に運営されるものと考えております。

② 県広域連合に後期高齢者医療保険料の値下げを求める。

回答№79.【担当課：国保年金課】

医療費の増加が見込まれる中におきまして，保険料率の上昇が見込まれるところ，県広域連合としては，基金を活用することにより令和４年度及び５年度につきましては保険料率を据え置く判断をしたところです。

③ 低所得高齢者の保険料特例減免を復活するよう国に求める。

回答№80.【担当課：国保年金課】

特例減免措置につきましては，後期高齢者医療制度発足時における激変緩和措置として予算措置により実施された制度です。医療保険制度の持続可能性を高め，世代間・世代内の負担の公平を図るため，令和３年度に，負担能力に応じた本来の軽減割合に戻しております。

世帯の所得が低い方に対しましては，引き続き，十分な説明と周知に努めてまいります。

④ 保険料の滞納者に対する短期保険証の交付はやめ、正規の保険証を交付する。

回答№81.【担当課：国保年金課】

短期保険証につきましては，保険料を完納している方との公平性を図ること及び滞納者との接触の機会を設け，きめ細かな納付相談を実施することを目的に交付しているものです。

今後とも，後期高齢者医療制度への理解を促しながら，その活用を図ってまいりたいと考えております。

4. 生活保護について

① コロナ禍で生活保護の申請が増えており、申請の簡素化、迅速に受給を決定する。

回答№82.【担当課：生活福祉課】

生活保護の申請があった場合，生活状況の調査や資産調査等を経て，原則的に 14 日間以内に保護の可否の判定を行うこととなっており，申請者の窮迫状態の程度に応じ，適宜保護の決定を行っているところです。引き続き申請者との十分な面接により困窮状況の把握を図り，適正な保護の実施に努めてまいります。

② 車の保有をみとめること。特に障害者の移動、通院、通勤、保育所送迎などを積極的に認めること。

回答№83.【担当課：生活福祉課】

生活保護制度上，一定の要件を満たす場合には，自動車の保有や使用が認められることもあります。引き続き適正な保護の実施に努めてまいります。

③ 就労指導について、受給者の持病などの健康状況を考慮せず、月 5 万円の目標やダブルワークなどの強要が行われている。本人の実情にあった指導にあらためる。

回答№84.【担当課：生活福祉課】

就労指導においては，生活保護受給者の病状や就労経験等を考慮し，個々の稼働能力に応じた求人情報の提供や自立への支援を行っております。引き続き受給者の状況に応じた指導・相談を行ってまいります。

④ 扶養義務調査は中止すること。親・兄弟・子どもとの関係を悪化させ、生活保護を受けにくくしており、担当職員の訪問調査や収入明細書等の請求は行わないこと。

回答№85.【担当課：生活福祉課】

扶養義務調査は，金銭的な援助ばかりでなく，生活保護利用者との交流継続または回復等の精神的な援助の可否について把握するものです。なお,「扶養義務履行が期待できない者」については，慎重な検討を行ったうえで，扶養照会を行わないものとしております。今後とも適正な扶養義務調査の実施に努めてまいります。

⑤ ケースワーカーを増員し､受給者にきめ細かい援助を行う｡嘱託職員ではなく正職員を増員する。申請者や受給者の人格を傷つけることのないよう、ケースワーカーの対応を改善する。

回答№86.【担当課：生活福祉課】

社会福祉法の規定により，生活保護ケースワーカーは生活保護世帯 80 世帯につき１名の配置が標準とされております。生活保護世帯数の推移を見ながら，標準数の配置に努めてまいります。正規職員につきましては，人事当局と協議しながら適正な配置に努めてまいります。

⑥ 母子加算の廃止は行わないよう国に求める。

回答№87.【担当課：生活福祉課】

国の動向を注視しつつ，適正な生活保護の実施に努めてまいります。

⑦ 高校生が大学や専門学校に進学した場合、子どもは世帯分離され生活保護が受けられない。進学した子どもが生活保護を受給できるようにする。

回答№88.【担当課：生活福祉課】

大学等に就学するものにつきましては，すでに高等学校への就学によって得られた技能や知識によって，当該被保護者がその能力（稼働能力）の活用を図るべきであることから，生活保護上は世帯分離措置によって取り扱っております。このことから，今後も，自立助長及び一般世帯等との均衡の観点からの配慮も行いながら，生活保護法に基づき適正な生活保護の実施に努めてまいります。

⑧ 高校生のアルバイト代は、修学旅行積立金、大学入学金、自動車免許取得費にあてることができ、収入認定されないことを対象世帯に周知徹底する。

回答№89.【担当課：生活福祉課】

引き続き，対象世帯に対してお知らせの配布等により，高校生のアルバイト収入の取扱いを周知してまいります。

⑨ 夏季加算を実施するように国に求める。生活保護世帯のうち 2018 年４月以前に受給した世帯にもエアコンの購入費、設置費を補助する。

回答№90.【担当課：生活福祉課】

エアコンの購入・設置費が支給対象とならない世帯につきましては，国の基準において，毎月の保護費のやり繰りにより賄うか，社会福祉協議会の生活福祉資金などを活用することとなっております。引き続き，貸付制度の周知徹底を図るとともに，必要に応じて家計管理への助言指導を行ってまいります。また支給対象の拡大等につきましては，機会を捉えて，国・県に働きかけてまいります。

5. 障がい福祉について

① 障がい福祉施設の増改築・改修に対する補助を実施すること。

回答№91.【担当課：障害福祉課】

本市におきましては，中核市への移行に伴い，社会福祉法人やＮＰＯ法人等が行う障害者福祉施設の整備に対する補助の実施主体となり，国の社会福祉施設等施設整備費補助事業を活用し，水戸市障害者福祉施設整備補助金交付要項等に基づき補助金を交付しております。

本市における障害者福祉施設の整備の基本的な考え方として，利用者の安全の確保を水戸市第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画に位置付けております。

この基本的な考え方を踏まえ本市では，現在，門・フェンスなどの外構等の設置や修繕，１１０番に直結する非常通報装置や防犯カメラの設置工事,非常用自家発電設備の整備などについて，補助の対象事業としているところであります。

今後，福祉サービス利用者数の変動や福祉サービスの提供体制の変化等を踏まえ，障害者福祉施設の整備の基本的な考え方について，適宜，必要に応じて見直しを行ってまいります。

② 障害者家族の高齢化で介護が困難になっており待機者が多い入所施設を増設すること。

回答№92.【担当課：障害福祉課】

本市におきましては，令和２年８月には社会福祉法人経営の定員 50 名の入所施設，令和３年 1 月には社会福祉法人経営の定員 40 名の入所施設が開所しております。

また，既存の入所施設におきましても，重度障害者向けに増床した施設がございます。

入所施設の整備につきましては，施設需要の把握に努めるとともに，設置を希望する民間法人等への情報提供などを引き続き行ってまいります。

③ 65 歳以上の障害者が介護保険サービスだけでなく障害者福祉サービスを継続できるようにする。

回答№93.【担当課：障害福祉課】

65 歳以上の障害者が，要介護又は要支援状態となり，介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能な場合には，介護保険サービスを御利用いただくことになります。

ただし，一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく，必要としている支援内容が介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断します。

また，サービスの内容及び機能から，障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護，行動援護，自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援等）につきましては，当該障害福祉サービスの支給決定をしております。

なお，平成 30 年４月１日施行の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律において，共生型サービスが創設され，障害福祉サービス事業所が共生型サービスの指定を受けることで，65 歳以上の障害者が同じ事業所で継続してサービスを利用することが可能になっております。

④ 県立リハビリテーションセンターの廃止にともない、身体障害者が機能訓練サービスを受けられる事業所が水戸市にないため、市がＰＴ・ＯＴ・ＳＴを配置した訓練事業所を立ち上げる。

回答№94.【担当課：障害福祉課】

身体障害者の機能訓練サービスにつきましては，市内に該当事業所はなく，障害種別におきましては肢体不自由が最も多いため，機能訓練には一定の需要が見込まれます。

機能訓練の充実に向け，関係機関との連携強化や情報提供体制の充実，通所施設等における供給体制の確保に努めてまいります。

⑤ 水戸飯富特別支援学校の教室不足・過密化・狭い校庭を改善すること、内原特別支援学校の通学時間の短縮と条件改善のためバスの増便を県に求めること。

回答№95.【担当課：担当なし】

6. 特定健診、がん検診の料金を無料化する。

回答№96.【担当課：地域保健課】

検診受診のきっかけづくりといたしまして，21 歳になる方への子宮頸がん検診，41 歳になる方への乳がん検診の無料クーポン券の交付に加えて， 40 歳になる方の特定健診，41 歳になる方の肺がん検診と大腸がん検診，51 歳になる方の胃がん検診の個人負担金の無料化を実施しております。

また，令和５年度から，新たに，子宮頸がん検診，乳がん検診につきまして，好発年齢期（子宮頸がん 31 歳，乳がん 51 歳）における無料化と受診勧奨を行い，更なる受診促進を図ってまいります。

初めて特定健診やがん検診を受診した方や好発年齢期の方が，定期受診の必要性を理解し，受診行動につなげられるよう，事業の効果を検証し，水戸市医師会や総合健診協会等と連携しながら，生活習慣病の早期発見・早期治療のための効果的，効率的な手法を検討してまいります。

7. リウマチ患者に対しても市独自の難病見舞金を支給する。

回答№97.【担当課：障害福祉課】

本市における難病患者への支援につきましては，茨城県が発行した指定難病特定医療費受給者証又は一般特定疾患医療受給者証をお持ちの方に対し，難病患者の経済的・精神的な負担を軽減し，その福祉の増進を図ることを目的に，月額 3,000 円を支給しております。

リウマチ疾患につきましては，悪性関節リウマチが，難病に指定されており，難病患者見舞金の対象となっております。

リウマチ患者に対する難病患者見舞金の支給につきましては，リウマチ疾患の症状や患者数，や他の自治体の動向に注視しながら，検討してまいります。

8. 公立・公的病院の統廃合を中止するよう国に求める。水府病院の統廃合に市として反対する。

回答№98.【担当課：保健総務課】

公立・公的医療機関等は，二次救急など地域において必要とされる医療を担っております。地域医療構想の実現に当たっては，全国一律の基準により医療機関を評価するのではなく，地域の意見を十分に聞きながら議論を進めていただくよう国や県に働きかけてまいります。

9. 脳せき髄液減少症の実態を把握し、検査・治療できる医療機関を確保する。

回答№99.【担当課：保健総務課】

脳せき髄液減少症は，頭頸部や全身へ衝撃が加わることにより，脳脊髄液が漏れ続け，頭痛や目まい，吐き気など，様々な症状が複合的に発症する疾病であり，患者数などの実態については，指定難病に指定されていないことからも，把握が困難な状況となっております。

現在，国や日本脊髄液漏出症学会において，研究が進められており，今後の研究の進捗によって，病態の解明や診療の発展とあわせ，診療可能な医療機関の増加が期待されているところです。

脳せき髄液減少症の検査や治療が可能な医療機関については，県において取りまとめており，本市におきましては，保健所において保健師が患者の相談を受け，必要に応じて診療可能な医療機関を案内するなどの対応を行っているところです。

引き続き，今後の国や学会の動向に注視するとともに，県との密な情報共有を図りながら，患者一人一人への丁寧な対応に努めてまいります。

10. 特別養護老人ホームを増設し、待機者をなくす。

回答№100.【担当課：高齢福祉課】

特別養護老人ホームにつきましては，現在 26 施設 1,791 床が整備されております。

今後とも，本市における高齢者人口の推移や市民のニーズ，待機者の状況等を踏まえながら，整備について検討してまいります。

11. 介護職員確保のため市独自の賃金アップ、住宅家賃の補助を実施する。

回答№101.【担当課：介護保険課】

介護職員の確保につきましては，介護職員の職場への定着が重要であることから，介護職員処遇改善加算を活用した職員給与の拡充による経済的な支援を中心に取り組んでまいります。あわせて，多くの方々に介護の仕事を選んでいただけるよう，介護職のイメージアップや安心して働くことができる環境づくりに努めてまいります。

12. はりきゅうマッサージの補助券（70 歳以上、1 回 1000 円、年間 5 枚）について、ひたちなか市（65 歳以上、1 回 1000 円、年間 15 枚）と同様に支給対象と枚数を拡充する。

回答№102.【担当課：高齢福祉課】

本市のはりきゅうマッサージの補助券は，令和２年度の交付枚数 6,770 枚に対して利用枚数 3,739 枚，令和３年度の交付枚数 7,115 枚に対して利用枚数 3,806 枚となっております。お一人当たりの平均利用枚数は４枚程度となっており，利用者のニーズは満たしていると考えております。今後とも，より多くの高齢者が利用できるよう周知に努めてまいります。

13. いきいき交流センターについて

① 講座などの充実を図る。講座運営予算を増額する。

回答№103.【担当課：高齢福祉課】

いきいき交流センターは高齢者の健康づくりやレクリエーション活動を通じた生きがいづくりを進めるとともに，健康講座や多世代交流事業を展開しながら，多様な活動の場を提供し，多くの高齢者の方々に御利用いただいております。

また，利用者ニーズの把握に努めながら，講座の運営が充実したものをなるよう取り組んでまいります。

② 施設の老朽化対策、設備の補修・修繕は速やかに行うこと。

回答№104.【担当課：高齢福祉課】

老朽化した設備の改修につきましては，緊急性や安全性等を考慮しながら，順次対応しております。

なお，各センターに設置されている老朽化している電位治療器につきましては，令和４年度から３年次計画で更新していく予定です。

③ お風呂の無料化を復活する。

回答№105.【担当課：高齢福祉課】

入浴施設使用料につきましては，水戸市使用料等審議会の答申を受け，受益者負担の適正化の観点から有料化を行いました。今後とも，市民サービスの向上並びに運営コストの削減等に努めながら，多くの皆様に親しまれる施設運営を進めてまいります。

④ 駐車場の安全な動線を確保する。

回答№106.【担当課：高齢福祉課】

いきいき交流センターの駐車場につきましては，案内表示の設置や，白線の塗り替えなど，利用者が安心して利用できるよう努めております。今後とも，必要に応じて，さらなる安全対策を検討してまいります。

14. 消防・救急の充実について

① 老朽化した城東出張所の改築、水害で浸水した飯富出張所の早期移転改築をすすめる。

回答№107.【担当課：消防総務課】

城東出張所庁舎の整備につきましては，自然災害の発生状況や，人口推移の見通し等も総合的に判断しながら，新たな総合計画の中で，検討を進めてまいります。

また，飯富出張所庁舎につきましては，国・県・市町が連携し進める「那珂川緊急治水対策プロジェクト」の進捗や今後における対策の動向を注視しながら，対応を図ってまいります。

② 「消防力の指針」にもとづき消防職員を増員する。新型コロナやインフルエンザへの感染予防対策の充実、救急隊員の休憩確保、年次休暇の取得など、勤務体制や職場環境の改善をはかる。

回答№108.【担当課：消防総務課】

「消防力の整備指針」における本市消防局の人員充足率につきましては,86.8%となっており,限られた人員の中で消防力向上を図るため，計画的に救急救命士等の養成をはじめ，消防大学校へ職員を入校させ，人材育成を図り適正配置を推進しております。

新型コロナウイルス感染，インフルエンザ等の感染予防対策としましては，新たに殺菌効果の高い消毒剤の導入や活動時の二次感染防止のため，搬送資器材，感染防護衣の整備を進めるとともに,安全衛生委員会等におきましては,職場内での感染リスクや感染防止策を取り上げるなど,感染予防対策の強化に取り組んでおります。

勤務体制や職場環境の改善につきましては，令和２年度から前倒し採用を取り入れ，翌年度に定年退職する人数分を新規採用することで業務の効率化を進めるなど，より年次休暇を取得しやすい環境づくりに取り組んでおります。

災害出動等により休憩時間が取得できなかった場合には引き続き，休憩時間を繰り下げて休憩を取得するなど柔軟な勤務体制により対応しております。

③ 人工呼吸器や特殊な器具を使用している在宅療法継続者の住所、状態、掛かりつけの医師などを救急隊が把握し、そのデータを登録しておく「特定在宅療法継続登録制度」を実施し、登録データを迅速な救急搬送や適切な応急処置に活かすこと。

回答№109.【担当課：救急課】

在宅医療は，自宅などに医師や看護師が訪れて，住み慣れた環境下で医療を受けられるシステムです。その現況は，家族のしっかりとした協力と，医師や訪問看護師による 24 時間体制で安定的な訪問看護体制のサポートが図られております。救急出動時にも，医師や訪問看護師から傷病者に対する医療継続の指導・助言をいただき適切な対応をしております。

また，在宅療法継続者の把握につきましては，様々な部署で届け出による情報を取得しておりますが，消防を含めた情報共有化には至っておりません。

このような状況から，制度及び情報の共有化などの課題について検討してまいります。

④ 医学生への奨学金は小児科・産婦人科・救急科以外を志望する学生へ対象を拡大する。

回答№110.【担当課：保健総務課】

医師修学資金貸与事業は，地域で必要性が高く，優先的に医師確保が必要な診療科を限定しております。しかしながら，2024 年から施行される医師の働き方改革や超高齢社会における医療ニーズの変化も見据えた対応も必要と捉えており，対象とする診療科の拡大につきましては，市内の医療提供体制などを考慮して検討してまいります。

15. 動物愛護センターの運営について

① 畜犬登録を徹底するとともに、係留義務、迷子札の装着等を周知徹底し、飼い主不明の犬をなくすこと。

回答№111.【担当課：保健衛生課】

本市におきましては，飼い主が犬の登録を怠っている事実を確認した場合は，狂犬病予防法に基づき，速やかに登録を行うとともに，交付した鑑札に加えて注射済票を首輪等に装着するよう指導を徹底しているところです。併せて，犬の飼い主に対しては，令和４年６月の動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い，犬猫販売業者等に義務付けられたマイクロチップの装着や登録，飼い主変更時の変更手続きについて，周知徹底しながら迷子防止対策を推進しているところです。

また，放し飼いやノーリードでの散歩など，係留義務に違反する行為が確認された場合は，飼い主への指導のほか，違反を繰り返す悪質な飼い主に対しては警察署と連携を図りながら対処しております。

今後とも，逃げてしまった果てに飼い主の元に戻れずに保護されたり，命が尽きてしまう不幸な犬を１頭でも減らすため，警察署や関係団体等と連携しながら，より一層の法令遵守の徹底及び適正飼養の推進を図ってまいります。

② 負傷動物の治療や不妊去勢手術などセンターで行える医療を充実するため、医療および検査機器を拡充し、獣医（職員）の技術を高めること。

回答№112.【担当課：保健衛生課】

本市におきましては，動物の愛護及び管理に関する法律に基づき，市民から，負傷等した飼い主不明の犬及び猫に係る通報が入った際は，動物愛護センターにおいて速やかに保護し，可能な限りの治療を行った上で，飼い主への返還又は里親への譲渡を推進しております。

また，同センターでの診療が困難と判断した犬又は猫につきましては，市内の動物病院の協力を得ながら，市が治療費を負担し，必要な検査及び治療を行っております。

今後とも，負傷等した飼い主不明の犬及び猫の命を繋ぐため，医療機器等の充実を図るとともに，市内の動物病院との連携による獣医師の診療技術の研鑽を図りながら，獣医療体制の強化に努めてまいります。

③ 市民・ボランティアと協力し、地域猫活動を進めること。また、センターで集団不妊・去勢手術の実施を定期的に行うこと。

回答№113.【担当課：保健衛生課】

本市におきましては，飼い主のいない猫の無秩序な繁殖による生活環境の悪化を防止するとともに，不幸な猫を増やさないために，住民が主体となって地域に住み着いた猫の不妊去勢手術を実施し，餌や排泄物を管理する，いわゆる「地域猫活動」に取り組む地域に対して，動物愛護センターにおいて不妊去勢手術等の支援を行っております。

また，地域猫活動の取組が困難な地域に対しては，飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の補助のほか，令和４年度は一斉手術日を１日設けて，ボランティアとの連携による不妊去勢手術の支援を行ったところです。

今後とも，ボランティアとの連携により，地域住民による地域猫活動をはじめ，飼い主のいない猫の不妊去勢手術等の取組を支援しながら，人と猫が共生する環境づくりを推進してまいります。

④ 譲渡犬猫や逸走動物の情報をよりわかりやすく広範な市民に届くようにすること。また終生飼養や保護犬猫を迎えることなど、市民への啓発事業を進めながら、譲渡・返還を推進し殺処分ゼロを継続すること。

回答№114.【担当課：保健衛生課】

本市におきましては，広報みとやホームページ等を通じた情報発信のほか，親子見学会やふれあい教室，譲渡会等のイベントの開催を通じて，ボランティアや関係団体と連携しながら，動物愛護の意識の普及啓発や飼い主の適正飼養の推進，動物愛護センターに保護された犬猫の譲渡を推進しております。

また，ホームページにおきましては，飼い主等から寄せられた逸走又は保護した犬猫の情報について，特徴が分かるように提供を受けた当該犬猫の画像を掲載するほか，譲渡対象の犬猫の情報について，特性や魅力が伝わるように動画を掲載するなど，工夫を凝らしながら分かりやすい情報発信に努めております。

今後とも，リーフレットやホームページの内容を適時見直ししながら，より分かりやすい情報の発信に努めるとともに，積極的に施設外に出向いての譲渡会や啓発イベントを開催するなど，幅広い世代の市民に情報が行き届き，理解が深まるように，効果的な啓発事業を展開しながら，殺処分ゼロの継続を目指してまいります。

⑤ 虐待事案については速やかに対応し厳しく対処すること。

回答№115.【担当課：保健衛生課】

本市におきましては，市民や動物病院等から動物の虐待を疑う事案の通報を受けた場合は，動物愛護センターにおいて速やかに現地調査を実施し，虐待行為の事実確認を行っております。

なお，通報内容により虐待の蓋然性が高いと思慮される場合や現地調査にて虐待行為が確認された場合は，警察署と連携しながら，行為者に対する是正を指導するなど厳正に対処しております。

今後とも，動物虐待の防止のために，市民に対する動物の命を尊重する思想の普及や法令遵守の徹底を図るとともに，動物病院や警察署との連携を密にしながら，虐待事案の早期発見及び行為者に対する法令に基づく厳正な対処に努めてまいります。

【５】くらし・経済

1. 加齢性難聴者に対する補聴器購入への補助を創設する。

回答№116.【担当課：高齢福祉課】

加齢性難聴者の補聴器購入への補助につきましては，加齢に伴い聞こえにくくなっている高齢者のコミュニケーションを確保し，日常生活の質をより良くするために必要なものであると認識しております。今後とも国・県，他の自治体の動向を注視しながら，他の高齢者の日常的な生活支援サービスの状況も踏まえ，総合的に検討してまいります。

2. 交通政策について

① 乗合タクシーを全市で実施する。タクシー代を補助するタクシー券を支給すること。

回答№117.【担当課：交通政策課】

本市におきましては，全ての人が安心して移動できる交通体系の実現のため，水戸市公共交通基本計画に基づき，都市核，既成市街地及び郊外部の各エリアのニーズに応じた，公共交通サービスを提供する施策を推進しております。

交通のメインであるバス路線の維持に努めるとともに，公共交通の少ない郊外部における市民の足の確保策として，低廉な負担で利用できる水都（すいっと）タクシーを運行しており，その利用促進に努めてまいります。

デマンド型乗合タクシーの導入には，既存のバス交通を圧迫し，路線の衰退，ひいては市民の利便性が損なわれる恐れがあること，行政経費が大幅に増大する恐れがあることなどの課題があるため，都市の特性や市民の生活スタイルに即したニーズ，更には，導入効果や課題も含め，調査・研究を進めてまいります。

② 運転免許返納者への支援策を実施する。

回答№118.【担当課：交通政策課，生活安全課】

免許返納者に対する交通手段の確保につきましては，路線バス等の公共交通の充実を図りながら，高齢者をはじめとする全ての人が安心して移動できる交通体系の実現を目指して取組を進めており，超低床ノンステップバスの導入や，バス事業者で販売している高齢者向けのお得なフリーパスのＰＲに努めております。（交通政策課）

運転免許の返納者につきましては,運転経歴証明書の交付を受けた６５歳以上の高齢者に限り,民間事業者による様々なサービスが利用できる，運転免許自主返納サポート事業（県事業）を活用いただけるよう案内を行ってまいります。（生活安全課）

③ 1000 円タクシーの料金を引き下げ、乗降場所を増設するなど利用しやすくする。

回答№119.【担当課：交通政策課】

本市におきましては,「水戸市公共交通基本計画」に基づき，路線バスの多い既成市街地では,路線バスの利用促進を，公共交通の空白地区では，水都（すいっと）タクシーを運行することで,中心市街地と郊外部の移動を円滑にする交通体系づくりを行っております。

令和４年 10 月には，比較的利用者数の少ない昼間時間帯において，近隣地区への移動に利用する場合の料金を，通常の半額の片道 500 円に引き下げをいたしました。また，各地区の最寄りの金融機関を指定目的地に加えるなど，改善を図っているところであります。

乗降場所につきましては，利用者アンケートや利用実績等を踏まえ，地区会役員等と協議しながら毎年度見直しを図っております。今後とも各地区のニーズの把握に努めながら，利便性の高い移動手段になるよう努めてまいります。

④ 高齢者がバス利用時のシルバーパス制度を導入する。地域コミュニティバスを実施する。

回答№120.【担当課：交通政策課】

現在，各バス事業者におきまして，高齢者向けのお得なフリーパスを発行しておりますので,その周知を強化してまいります。

コミュニティバスにつきましては，運行している近隣の市町村もございますが，過度な行政負担が大きな課題となっていることから，本市におきましては，バス路線の再編や水都（すいっと）タクシーなどにより，既存の交通資源を最大限に活用することで，利便性の高い公共交通を構築してまいります。

⑤ 水戸駅・赤塚駅・内原駅に転落事故防止のためホームドア設置を JR に求める。

回答№121.【担当課：交通政策課】

国土交通省におきましては，鉄軌道駅のバリアフリー化を加速するため，令和３年５月に閣議決定された第２次交通政策基本計画において，１日平均利用者数が 10 万人以下の駅に対しても,転落・接触事故の発生状況，駅やホームの構造・利用実態，周辺エリアの状況などを勘案し，優先度が高いホームの場合は，ホームドアを整備していくことを目標といたしました。

本市の１日平均利用者数は，2021 年で，水戸駅が 22,843 人，赤塚駅が 4,983 人，内原駅は 2,111 人という状況です。引き続き利用状況や実態の把握に努め，国，県に対し要望してまいります。

⑥ バス停（浜田たいらや店前、下市イオン店前、見川一周館前など）に屋根とベンチを設置する。

回答№122.【担当課：交通政策課】

水戸市バリアフリー基本構想におきましては，水戸駅周辺を重点整備地区とし，屋根やベンチを設置し，バス待ち環境の向上を図ることを施策の一つとしております。この重点地区内にある泉町一丁目のバス停につきまして，現在，改修に向けて準備をしているところです。

その他のバス停につきましては，引き続き，バス事業者と連携を図りながら，状況を把握し，安心してバスを利用していただける環境づくりに努めてまいります。

⑦ 周辺に明かりがなく利用する市民に防犯上の不安があるバス停に照明を設置する。

回答№123.【担当課：交通政策課】

バス停の維持管理は,バス会社が行うものですが,周辺に明かりの少ない場所にあるバス停は,バスの本数が少ない上，最終便の時間も 18 時から 19 時台であることが多く，バス停に対する夜間照明の必要性は低いものと考えます。

また，夜間の照明が必要となるのは，乗車するための待ち時間になりますが，周辺に街路灯がある場合が多く，ここ数年，利用者からバス事業者に対して，照明についての要望はないとのことです。

引き続き，バス事業者と連携を図りながら，状況を把握し，安心してバスを利用していただける環境づくりに努めてまいります。

⑧ まちなかの劣化しサビだらけの歩道橋（大工町・南町など）を補修・改修すること。

回答№124.【担当課：建設計画課】

御要望の国道及び県道に架かる歩道橋につきましては，各々の管理者により定期的に点検業務を行っているとのことでありますので，引き続き適切な維持管理を行っていただくよう各管理者に働きかけてまいります。

なお，水戸市道に架かる歩道橋等につきましては，水戸市橋梁長寿命化修繕計画に基づき順次維持修繕を進めておりますので御理解いただきますようよろしくお願いします。

3. 熱中症対策として高齢者世帯、低所得世帯に対し、エアコンの購入費・設置費を助成する。

回答№125.【担当課：生活福祉課】

引き続き，国・県の動向を注視するとともに，他市の事例なども参考にしながら検討してまいります。

4. 職員定数をふやし過重労働・長時間労働を改善する。メンタルヘルス対策を充実し働きやすい職場環境をつくる。市職員の約 4 割を占める会計年度任用職員の処遇を改善し正職員化を進める。

回答№126.【担当課：行政経営課，人事課】

厳しい行財政環境の中，義務的経費の抑制は大きな課題となっており，財政の硬直化を防ぐため，市民サービスの維持・向上に十分配慮しながら，民間活力の活用や事務の効率化を図り，職員定数の適正化を進めてきました。今後とも，新たな行政需要を踏まえながら，簡素で機能的な組織・機構の編成に努めるとともに，職員定数の適正管理を図ってまいります。（行政経営課）

メンタルヘルス対策につきましては，全職員に実施しているストレスチェックの分析結果を活用した職場環境改善に関する研修や産業医及び精神科健康管理医などの健康管理スタッフによる支援などを通じ,所属長を含めた職場全体として心身の健康を意識する職場づくりを進めるなど,予防と再発防止の両面からメンタルヘルス対策に積極的に取り組んでまいります。

令和２年度から導入された会計年度任用職員制度につきましては，任用しようとする職に必要な資格や職務経験などを踏まえて給与水準を決定し，一定の基準に基づき期末手当を支給しております。このほか，休暇等も国の制度に準拠した適切な設定を行っており，令和４年には，不妊治療休暇の新設，看護休暇の有給化，育児休業及び育児部分休業の取得要件の緩和等の処遇改善を図ったところであり，引き続き適正な制度運用に努めてまいります。

なお，職員の任用につきましては，地方公務員法において受験成績等の能力の実証により行わなければならない旨が記されているため，本市におきましては，競争試験による職員採用を実施しております。会計年度任用職員であるものを正職員に任用することにつきましては，職員採用試験を経なければならないことを御理解願います。（人事課）

5. 行革プランは抜本的見直しを行う。学校給食、公設市場、市民センター、道路補修、家庭ごみ収集運搬などの民間委託は行わず直営で行う。

回答№127.【担当課：行政経営課】

人口減少社会の到来など本市を取り巻く環境の変化に対応するとともに，第６次総合計画の各種施策を推進するためには，行政運営の効率化を図るなど，一層の行財政改革に取り組む必要があります。本市では，複雑・多様化する市民ニーズに応え，行政サービスの質を向上させるため，安定した行財政基盤を構築すること，限られた資源を有効活用すること，そしてそれらを担う人材を育成することが必要であることから，平成 27 年度に行財政改革プラン 2016 を策定し，実施項目を推進しているところです。今後とも，行財政改革プラン 2016 に基づき，「強くしなやかな行財政運営の構築」を目指して，行財政改革に取り組んでまいります。

事務事業や公の施設の管理運営につきましては，民間の知恵とアイデアの活用による市民サービスの維持・向上及びコストの削減の可能性について十分な検討を行い，民間活力の活用を図ってまいります。

6. 収税行政について、生活実態にあった分納を認め、年金や給料等からの強権的な取り立てはやめる。失業・倒産・病気などによる滞納の場合は延滞金を減免する。厳しい取立てで自殺者まで出している茨城租税債権管理機構への委託は行わない。

回答№128.【担当課：収税課】

差押えにつきましては，税の公平性の観点から，財産調査により納税の原資となりうる財産があるにもかかわらず納税に応じない方に対し，地方税法や国税徴収法の規定に基づき行っております。

なお，一括納付が困難な方に対しましては，生活状況等を踏まえながら，納付方法等につきまして引き続き丁寧な相談を行ってまいります。

延滞金につきましては，納期限までに納めた方と納期限に遅れた方との公平を期すための制度であり，原則として延滞金全額を納付していただくものであります。しかしながら，災害や病気，失職などでやむを得ない事情があり，納期限までの納付が困難と認められる場合には，減免申請を受け付けております。

茨城租税債権管理機構への委託につきましては，回答№73 でもお答えしたとおり，度重なる納税折衝にもかかわらず徴収が困難となっている大口滞納者や，滞納者の財産上に複雑な利害関係が生じているもの，広域的な財産調査が必要なものなど市単独では徴収が困難なものを対象としており，引き続き，当該機構の専門的なノウハウを活用し，滞納事案の早期解消に努めてまいります。

7. マイナンバー制度について、頻発する個人情報の流出や国家の国民監視につながるマイナンバーカードと保険証や免許証、銀行口座など個人情報との紐づけや運用は、市民の安心安全を守る観点から行わないこと。市職員にマイナンバーカードの取得を強制しない。

回答№129.【担当課：デジタルイノベーション課，人事課】

マイナンバー制度に係る市町村の事務につきましては，関連法令や国から示されているガイドライン等に基づき事務を行っております。

また，令和３年 10 月からマイナンバーカードを健康保険証としての利用が可能となったことにより，医療費に関する手続が便利になるなど，市民の利便性の向上が図られており，更なる推進に努めてまいります。

セキュリティ対策につきましては，国において充分な措置が講じられており，引き続き，国及び茨城県と連携を図るとともに，本市職員への個人情報の取扱いに関する教育研修を徹底し，情報漏洩の無いように努めてまいります。（デジタルイノベーション課）

また，本市の職員に対し，マイナンバーカードの取得を強制することはいたしません。（人事課）

8. ジェンダー平等社会実現の施策を推進する。

市役所の女性管理職の積極的登用、産休育休の取得、臨時・嘱託など非正規職員の正職員化をはじめ男女ともに働きやすい職場への改善をすすめる。

回答№130.【担当課：男女平等参画課，人事課】

ジェンダー平等社会実現の施策の推進につきましては，令和元年度に策定した「水戸市男女平等参画推進基本計画（第３次）」に基づき，市民，事業者及び関係機関等と連携しながら多岐にわたる施策を総合的に推進してまいりました。

さらに，今後実施を予定している市民調査等において本市の現状や課題を明らかにし，令和５年度策定する次期計画において課題解決に向けた施策を位置付けてまいります。（男女平等参画課）

女性管理職の登用につきましては,今後とも,女性職員がその能力を最大限に発揮できるよう，適正な人事配置や能力開発，キャリア形成支援等を図るとともに，将来的に管理職を担う人材を計画的に確保できるよう，女性職員を係長等に積極的に登用し，人材の裾野の拡大に努めてまいります。

産休育休の取得につきましては，男性職員の取得者も増えてきており，今後とも，研修等を通じて組織全体でワーク・ライフ・バランスを推進させるための意識の醸成を図るとともに，庁内ネットワークや職員研修等で休暇制度の周知や取得促進を呼びかけるなど，全ての職員が安心して働くことのできる職場環境づくりを進めてまいります。

なお，職員の任用につきましては，地方公務員法において受験成績等の能力の実証により行わなければならない旨が記されているため，本市におきましては，競争試験による職員採用を実施しております。会計年度任用職員であるものを正職員に任用することにつきましては，職員採用試験を経なければならないことを御理解願います。（人事課）

9. 男女差別の相談やＬＧＢＴ等性的マイノリティの方への相談体制をさらに充実する。

回答№131.【担当課：男女平等参画課】

男女差別の相談につきましては,「男女平等参画を阻害する問題に関する相談」として，電話や面接等において随時受付けております。また，令和４年４月からは，電話による「女性のための労働相談」を開設いたしました。

性的マイノリティに関する相談につきましては，令和元年８月から電話相談を月１回実施しており，令和２年４月からは，随時相談を受け付けられるようＥメールによる相談受付も行っております。さらに，県などの関係機関と連携しながら相談窓口の充実を図っております。

今後とも，相談者が安心して相談でき，１日でも早い解決に導けるよう，専門相談員等を配置するなど効果的な手法の検討を行い，各相談体制の充実に努めてまいります。

10. 街路灯の電気代の町内会負担をやめ、設置も含めて市が管理すること。

回答№132.【担当課：生活安全課】

安全なまちづくりのためには，個人からの要望により設置する仕組みではなく，地域の皆様による話し合いのうえで，補助金を活用いただき，地域の実態に即した防犯灯を設置・管理していただくことが公平公正な取組になるものと考えております。

そのうえで，現在の電気料金高騰により，町内会等の負担が増している状況となっていることから，電気料金値上げ前の負担割合の水準に戻すため，本定例会へ提案した令和５年度当初予算において，補助金を増額することといたしました。

今後とも，町内会・自治会の加入促進策を推進するとともに，地域の皆様の御意見を伺いながら，段階的に維持管理費の負担軽減を図る等の対策を含めた検討を進め，持続可能な補助制度を構築してまいります。

11. 市営住宅について

① 単身者や若い世帯が入居できるように入居条件を見直す。

回答№133.【担当課：住宅政策課】

単身者等の入居要件につきましては，特に高齢単身者の方々から入居希望の相談を多くいただいていることもあり，現在の単身者入居要件である床面積 50 ㎡以下の基準を見直すなど，高齢単身者が入居しやすいよう住宅セーフティネットの環境整備に向け条件緩和などの検討を行ってまいります。

② 駐車場料金を無料にする。２台目の割引を実施する。

回答№134.【担当課：住宅政策課】

市営住宅駐車場の無料化につきましては，車を所有している方と所有していない方との負担の公平性の確保の観点から無料化は困難であると考えております。近隣の民間駐車場と比較しましても，低廉な金額の設定となっておりますので，これまでどおり駐車場 1 台につき，2,100 円の御負担をいただいてまいります。

③ 河和田市営住宅の改築計画を半分で中止せず速やかに実施する。

回答№135.【担当課：住宅政策課】

河和田住宅第１街区につきましては，これまで平成 19 年度に策定した建替工事基本設計及び平成 30 年３月策定の「水戸市公営住宅長寿命化計画（第２次）」に基づき，10 棟 300 戸の建て替えを方針とする中で，年次的に計画的な建て替えを進めてきたところであり，令和２年度に完成した第９期の建て替えをもって，５棟 150 戸の整備が完了しております。一方，計画期間を平成 30 年から令和９年までの 10 年間とする「水戸市公営住宅長寿命化計画（第２次）」では，概ね５年経過した時点で見直しを行うこととしております。

見直しにおきましては，将来的な人口減少や社会情勢の変化に加え，県営住宅や民間住宅の供給戸数なども勘案した上で，市営住宅全体の適正な管理戸数を見極めることとしており，現在，見直し作業を進めているところであり，早期に方針を決定したいと考えております。

④ 家賃減免制度を広く知らせ、対象者に積極的に適用する。

回答№136.【担当課：住宅政策課】

減免制度につきましては，令和２年７月１日からの制度改正後，速やかに市営住宅入居者に対し案内の通知を送付しております。また，全戸に対し定期的に通知を送付するなど対応しております。今後とも，減免制度の周知に努めてまいります。

⑤ 市営河和田住宅のハト被害防止対策を進める。空き家のベランダに防止網を設置する。

回答№137.【担当課：住宅政策課】

これまで，自治会の協力をいただきながら，空き室のベランダや階段などの共用スペースへのハトの侵入を防ぐ防護ネットの設置，ベランダの清掃，高周波を発生させるハト対策機器の設置などにより対策を継続してきたところで，徐々に改善されてきているところではありますが，今後とも，指定管理者である茨城県住宅管理センター及び自治会と連携を密に図りながら，粘り強く様々な対策を講じてまいります。

⑥ 風呂釜と浴槽未設置の住宅に速やかに設置する。

回答№138.【担当課：住宅政策課】

風呂釜や浴槽の設置につきましては，平成 30 年策定の「水戸市公営住宅長寿命化計画（第２次)」において設置方針を定め，新たな入居に合わせた随時の対応としておりますが，風呂釜や浴槽の設置は，入居率の向上に寄与することから，退去時に自己負担で整備した設備の残置の要望があった場合は，機能確認の上，残置を認めるなど今後とも柔軟に適宜対応してまいります。

⑦ エレベーター未設置の市営住宅に、外付けエレベーターを設置する。

回答№139.【担当課：住宅政策課】

市営住宅につきましては，６階以上の全ての高層住宅にエレベーターが備わっておりますが，一方で３～５階の中層住宅では，一部のみの設置となっており入居率低迷の要因の一つと考えられます。

このため，エレベーター追加設置につきましては，建物の構造的な問題や補助制度，費用対効果など様々な視点から十分に検討を進めてまいります。

⑧ 申請にかかわらず全ての階段に手すりを設置する。

回答№140.【担当課：住宅政策課】

手すりにつきましては，これまで長寿命化工事の中で計画的に設置してきており，引き続き，早期整備に向け推進するとともに，入居者からの申請に基づく設置につきましてもこれまでどおり適宜対応してまいります。

⑨ 管理運営の民間委託をやめ市直営に戻す。

回答№141.【担当課：住宅政策課】

市営住宅の管理運営につきましては，市民サービスの向上及び効率的な施設の管理・運営を目的として平成26年度から指定管理者制度を導入しております。導入以降，民間事業者が持つノウハウや専門性などを活用した様々な効果が現れており，その一つとして家賃収納につきましては，滞納状況に応じた適確な納入指導により，指定管理者導入後，令和３年度末現在で，現年度分収納率が約５％向上しております。

また，指定管理者である茨城県住宅管理センターでは 24 時間緊急通報に対応可能な体制であることで，真夜中の火災等に対しても速やかに対応可能であり，住民の安心・安全確保に万全な体制が確保されています。

施設管理においても，365 日 24 時間緊急修繕に対応しており，令和３年度については夜間・休日緊急修繕について年間 110 件対応しております。今後とも指定管理者制度を継続し，入居者皆様に安心していただけるサービス提供に努め，導入による効果を高めてまいります。

⑩ 老朽化した市営住宅の改修・改築をすすめ、約５００もの空き室に入居できるよう改善する。

回答№142.【担当課：住宅政策課】

市営住宅の適正な管理戸数のあり方につきましては，平成30年策定の「水戸市公営住宅長寿命化計画（第２次）」において，耐用年数を超過した住宅について，入居者の安全・安心の確保を図るため立地や環境等を考慮しながら計画的に建て替えまたは用途廃止を進めることとしております。今後とも人口減少や高齢化社会の情勢とあわせ，民間賃貸住宅や県営住宅の供給状況を踏まえ，市営住宅の適正な管理戸数を見極めながら適切に対応してまいります。

⑪ 強制退去を求める裁判を中止し生活実態にあった家賃分納を認める。

回答№143.【担当課：住宅政策課】

市営住宅の家賃等の納付につきましては，支払いが困難な入居者に対して分納や減免を認めており，家計を過度に圧迫することのないよう配慮しております。しかしながら，一部には悪質な滞納者もいることから，家賃をきちんと支払っている他の入居者との公平性の観点から，法的措置を実施せざるを得ない状況もあり，毅然とした態度で対応してまいります。

⑫ 連帯保証人に滞納家賃の支払を求めない。2020 年 4 月以前の連帯保証人を債務の有無にかかわらず解除・廃止する。

回答№144.【担当課：住宅政策課】

連帯保証人に対する滞納家賃等の請求につきましては，入居時の債務負担する旨の誓約書に基づき，民法上債務を負うものとされていることから滞納家賃等の支払いを求めております。

債務がない 2020 年以前の連帯保証人につきましては，新たな制度に基づき連帯保証人を解除し，緊急連絡先へ変更する申し出に応じております。

12. 空き家・空き地などの対策について

① 空き家対策の体制・予算を拡充し利活用を進める。

回答№145.【担当課：生活安全課】

本市の空家等対策につきましては，令和２年度に生活安全課を設置するなど，組織体制を強化しながら取組を進めているところであり，実効性のある空家等対策を総合的かつ計画的に展開するため，「水戸市空家等対策計画」を策定し，「空家等の発生の抑制」，「空家等の流通・利活用」，「空家等の適正管理」の３つの基本方針を定めております。空き家の利活用につきましても，この計画に基づき，各種施策の推進を図ってまいります。

② 空き家対策特別措置法に基づき行政代執行も含め、危険な空きビルや家屋の安全対策を実施する。周辺住民の安全確保・環境対策として無管理の荒れた空き地や所有者不明土地の解決を進める。

回答№146.【担当課：生活安全課】

適正な管理がされていない空家等や空き地につきましては，所有者等に対し，安全対策を含めた管理について，粘り強く助言指導などを行っているところであります。また，登記簿の所有者が不明な場合につきましても，相続人等について調査を進め，適切な対応を求めているところであります。

今後とも市民の皆様が安全で安心して生活できるよう，快適な生活環境づくりに取り組んでまいります。

③ 空き家バンク制度を創設する。

回答№147.【担当課：住宅政策課】

近年，空き家の数が年々増加し，防犯，防災，まちづくりの面から懸念される状況が見受けられることから，全国版空き家バンクを活用し，中古住宅の流通促進に取り組んでまいります。

④ 住民が日常的に利用する権利者不明の私道の危険箇所がある場合は市が対策を実施する。

回答№148.【担当課：建設計画課】

私道は，所有者が管理することとなっているため，対策等の検討につきましては，第一に所有者が行うこととなっております。

このような中，所有者，権利者の同意が得られた時のみ，私道への砕石敷均しを実施しております。

権利者不明の土地の取扱いに関しては，平成 30 年 11 月 15 日に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部が施行されるなど，少しずつではありますが法整備が進んでいるものの，これは公共事業の推進等に関して，行政側が権利者不明土地の相続等の登記を促すための法整備であり，御要望の権利者不明私道の土地整理は，法定相続人等による登記手続きが原則となりますので，まずは所有者の方々でどうすべきかを検討いただきますようお願いします。

13. 住宅リフォーム助成制度の対象条件を改善する。昭和５６年以前に建築した建物でも対象とし、多くの市民が利用できるよう制度を拡充する。

回答№149.【担当課：住宅政策課】

住宅リフォーム助成制度は，住宅を安全に，安心して長く使っていただくことを制度の目的としており，対象とする建物につきましては，新耐震基準が適用された昭和 56 年６月１日以降に建築確認を受けた建物又は同日前に建設された住宅のうち耐震性が確保されていると判断できる建物としております。このため，昭和 56 年以前に建設された建物につきましては他の補助金の活用等により耐震改修等を行い，安全性を確保した上で本制度を活用していただきたいと考えております。

14. 生活道路整備について

① 狭あい道路整備、道路の修復予算を増額し前倒しですすめる。

回答№150.【担当課：生活道路整備課，土木補修事務所】

市民生活に密着した狭あいな生活道路につきましては,安心安全な住環境を確保するためにこれらの解消を図っていく必要があり,関係地権者の同意が得られた路線について水戸市狭あい道路及び後退敷地等の整備要項に基づき,実現性の高い路線を採択することにより効率的な整備を進められるよう実施しているところです。

今後とも引き続き国の社会資本整備総合交付金を活用し,整備の進捗に努めてまいります。（生活道路整備課）

道路損傷の修復につきましては，道路施設の劣化や損傷が進んでいることから，その状況に応じて直営及び請負工事等により対応しておりますが，まだまだ道路修復の必要な箇所が市内各所で散見される状況にあります。

このようなことから，国の社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事業債を活用した予防保全型の舗装補修工事の実施のほか，道路補修の一部を水戸市建設業協同組合に委託するなどし，迅速かつ効率的な補修業務の推進に努めているところであります。今後とも予算の確保に努め，良好な道路環境の維持を図ってまいります。（土木補修事務所）

② 道路脇の草木の繁茂で見通しが悪い場所や危険な道路は定期的に確認し速やかに除草、枝切りを行う。

回答№151.【担当課：道路管理課】

本市の道路区域内の草木につきましては，例年，繁茂する時期に合わせて，除草を実施するとともに，日常的な道路パトロールや市民からの要望などの情報をもとに維持管理を行っております。また，民有地より道路へ張り出した樹木や雑草につきましては，土地所有者又は管理者に対して，適正に管理されるよう指導しております。

今後とも，道路利用者の安全確保に向けて，計画的かつ適正な維持管理に努めてまいります。

③ 側溝整備、排水路拡張をすすめ、ゴミや泥が溜まっているU字溝を速やかに改善する。

回答№152.【担当課：生活道路整備課，土木補修事務所】

市道の側溝整備等につきましては,要望のあった路線について現地調査を実施し,年次的に整備を行っておりますが，要望が多く日時を要している状況です。引き続き要望路線について内容の精査を行い効率的な整備を進めるとともに，予算の確保に努めてまいります。（生活道路整備課）

U字溝の清掃につきましては,市民からの通報や要望のほか,日常の道路パトロールのなかで,土砂等の堆積状況を確認の上，直営又は業務委託により対応し，適切な維持管理に努めてまいります。（土木補修事務所）

④ 市道及び県道の白線が車の通行で消えている場所が多く、速やかに白線を引き直す。

回答№153.【担当課：土木補修事務所，道路管理課】

市道における滅失した車道外側線や車道境界線等の区画線の再設置につきましては，市民からの通報や，道路パトロールに基づき，順次実施しており，平成30年度からは予算を増額して，鋭意再設置に努めております。

今後とも引き続き，滅失区間の把握に努めるとともに，財源の確保を図り区画線の再設置を推進してまいります。（土木補修事務所）

滅失した県道部分の区画線につきましては，市民からの報告や日常のパトロールのなかで，適宜，道路管理者である茨城県に対して，区画線の再設置を要望してまいります。（道路管理課）

15. 水道について

① 茨城県が進める「１県１水道」には参加せず独自の水道事業を守ること。

回答№154.【担当課：水道総務課】

茨城県では,令和４年２月に本県水道が目指す将来像とその実現のための取組の方向性を示す,茨城県水道ビジョンを策定いたしました。その中で，最も合理的に理想像を実現するためには,広域連携が有効であるとし，段階的に「１県１水道」を目指すこととしております。

本市といたしましては，茨城県が主体となる研究会への参加を通じて，他市町村等との連携を図りながら，課題の把握や共有に努めるとともに，市民負担の増大につながらないことを第一とし，かつ，本市水道事業の安定した供給と経営を最優先に，慎重に検討を進めてまいります。

② 茨城県中央広域水道用水供給事業からの受水を中止する。水戸市議会の全会一致の意見書可決をうけて、県水受水契約を解除する。

回答№155.【担当課：水道総務課】

茨城県中央広域水道用水供給事業につきましては，県央地域の 11 事業体におきまして，安定した水源を確保するため,「茨城県中央地域広域的水道整備計画」の策定を県知事へ要請し，昭和 59 年３月に市議会の議決を得て，県が事業主体となり事業が始まった経緯があります。当時，県との間で取り交わした協定に基づき，需給契約を結び，今日に至っております。

令和２年第３回水戸市議会定例会において可決され，茨城県知事に提出された意見書では，水需要の現状や水道事業の実情に配慮し，水道事業が持続可能なものとなるよう，今後の在り方について検討することが要望されたところです。

令和５年度以降の需給契約につきましては，これまでの県中央広域水道建設促進協議会の設立や，広域的水道整備計画策定の県知事への要請など，過去からの経緯を踏まえた検討が必要であると考えております。

したがいまして，関係市町村に対する影響などへの配慮を欠くことなく，関係機関との連携を図り，受水料金の合理的負担の在り方を検証するなど，本市の水道水の供給を中長期的に持続可能とするための協議を引き続き，県と進めてまいります。

茨城県中央広域水道用水供給事業からの受水につきましては,災害に強い強靭な水道を確立し,市民の安全・安心を担保する給水確保の観点から，必要となる複数水源の一つと捉えておりまして，今後とも有効に活用してまいりたいと考えております。

③ 霞ケ浦導水事業の事業期間の再延長と事業費増額に反対する。事業中止を国・県に求める。

回答№156.【担当課：水道総務課】

霞ヶ浦導水事業につきましては，茨城県におきましては，霞ヶ浦導水の完成を前提に暫定水利権を取得し，既に，多くの県民や企業に水を供給している状況に加え，引き続き水道普及率の向上や，地下水からの県広域水道用水供給事業への転換を図る必要があるなどのことから，水源開発は必要不可欠としております。

また，霞ヶ浦導水事業は，本市におきましても，桜川や千波湖の水質浄化及び水の安定的な供給の確保のため，重要な事業であることから，県中央広域用水供給事業の水道料金への影響につ

きましては，国や県の動向を注視しながら，県中央広域水道建設促進協議会を構成する市町村とも連携をして，慎重に県と協議を進めてまいります。

16. 下水道について

① 下水道料金の値上げは行わない。

回答№157.【担当課：下水道管理課】

下水道使用料につきましては，市民負担への影響を考慮しながら，受益者負担の適正化を図るべく，定期的に見直しを行ってまいります。なお，引き続き経営改善に向けた経費縮減等の取組を行ってまいります。

② 農業集落排水の公営企業化にともなう値上げを撤回する。

回答№158.【担当課：集落排水課】

農業集落排水事業につきましては，令和５年４月１日からの地方公営企業法の全部適用に合わせ，経営合理化のため，農業集落排水事業の組織及び会計を下水道事業と統合するとともに，農業集落排水施設使用料の料金体系を下水道使用料に統一してまいります。

料金体系を統一することに伴い，多くの方は使用料負担が減少すると想定しておりますが，増加する方につきましては，変更後３年間において，その影響額の一部を軽減する特例措置を実施してまいります。

③ 今後の公共下水道の計画区域の整備や、認可区域の拡大、整備手法の検討について、住民要望を十分に反映する対策をとるとともに、速やかに計画を策定し、前倒しで進めること。

回答№159.【担当課：下水道管理課】

公共下水道整備につきましては，令和３年度末において，事業計画区域の面積 5,736ha のうち 4,966ha の整備を完了しており，普及率は 79.9%まで向上したところです。

公共下水道の事業計画につきましては，住民要望等を反映して，令和３年度末に拡大を行っており，現在の事業計画区域の整備を着実に推進してまいります。

17. ごみ収集について

① プラスチックごみの収集回数を増やす。第５週もごみ回収を行う。

回答№160.【担当課：清掃事務所】

プラスチック製容器包装につきましては，令和２年４月の清掃工場「えこみっと」の供用開始にあわせ，新たにごみ集積所における分別収集を行っており，令和３年４月からは，月２回の収集回数を月４回に増やし，市民の皆様が分別収集に協力しやすい環境づくりに努めております。第５週の収集実施に当たっては，収集データの検証を行い，財政負担も考慮しながら，総合的に検討してまいります。

② 民間委託地区の収集時間の遅れを改善する。収集業務を市直営に戻す。

回答№161.【担当課：清掃事務所】

燃えるごみ・燃えないごみの収集業務につきましては，令和２年４月からの一部委託化の実施後，民間委託地区の一部区域について収集時間の遅れが生じたことから，収集車両の増車や収集区域の見直しを行った結果，現在，落ち着いた状況となっております。

今後とも，収集データの分析等を的確に行い，適宜適切な対応を図るとともに，行財政改革プラン 2016 に基づき，退職者の動向等を踏まえ，民間活力活用の推進を図ってまいります。

③ 収集作業員の安全確保と労働条件の改善をはかる。

回答№162.【担当課：清掃事務所】

近年発生した事故の発生原因等を検証の上，安全作業マニュアルを改定するとともに，新たに安全運転・作業の基本姿勢と緊急時対応マニュアルを各車両に備え付けるほか，後退時の誘導等の研修を行っております。今後とも，安全運転・作業に向けた指導・研修を計画的に実施してまいります。

また，労働条件につきましては，今後とも，労働協約等を尊重し，対応してまいります。

④ ごみ集積所の衛生管理については、住民任せにせず市が責任をもって関与すること。

回答№163.【担当課：清掃事務所】

ごみ集積所の維持管理につきましては，水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び水戸市ごみ集積所設置要項において，利用者に対する清潔保持義務を規定していることから，今後とも，ごみ集積所の清掃をはじめ，補修などについては，その管理者を中心として利用者で対応していただくよう周知してまいります。

18. 新ごみ処理施設の運営について

① えこみっとの運営状況（ごみ処理量、分別状況など）を情報公開し市民に説明すること。

回答№164.【担当課：清掃事務所】

清掃工場「えこみっと」におけるごみ処理量や資源化量などの運営状況につきましては，「広報みと」や本市ホームページのほか，運営事業受託者ホームページにおきましても情報発信を行ってきたところです。

今後とも，市民の皆様に対して広く発信し，環境負荷の少ない循環型社会の構築に努めてまいります。

② えこみっと周辺道路の早期拡幅を県にもとめる。

回答№165.【担当課：建設計画課】

新ごみ処理施設のアクセス道路と接続する県道長岡大洗線及び主要地方道内原塩崎線との交差部につきましては，平成30年度に交差点改良が完了しております。

アクセス道路と主要地方道内原塩崎線の交差部から北に向かう市道酒門358号線と県道中石崎水戸線との交差部につきましても，茨城県において交差点改良工事が令和２年度に完成し，供用開始されております。

県道長岡大洗線及び主要地方道内原塩崎線におきましても，用地買収を進めているところと伺っており，これにより「えこみっと」周辺道路のさらなる交通の円滑化が期待されます。

本市といたしましても，新ごみ処理施設周辺道路について，全ての道路利用者が安全で快適に通行できるよう，今後とも県に対し，早期の整備進捗を要望してまいります。

③ 民間ごみ収集車作業員のための屋外トイレを設置する。

回答№166.【担当課：清掃事務所】

民間のごみ収集作業員の方が利用できる屋外トイレにつきましては，洗車場東側に設置しているところであり，作業員の方が利用しやすくなるよう，今後，案内表示を設置してまいります。

なお，焼却施設，リサイクルセンター及び計量棟の屋内トイレも利用可能としております。

19. 市民センターについて

① 利用者名簿は個人情報および内心の自由の観点で主催者が持つこととし、必要な場合以外は提出を求めない。

回答№167.【担当課：市民生活課】

主催者等は，利用者等の住所，氏名，連絡先の入った名簿を作成し，必要に応じて求められた場合は，これを提出することとしております。

② 予約システムを改善し、毎月初日に市民が並んでくじ引きする方法を改めること。

回答№168.【担当課：市民生活課】

インターネット等を活用した施設の使用許可申請につきましては，時間や場所の制限を受けない有効な手法であり，利便性の向上につながるものと考えております。

一方で，インターネット等を利用していない方々や操作に不慣れな方々への配慮も必要となることから，利用者の御意見を伺うなどしながら，調査，研究を進めてまいります。

③ 老朽化した施設の補修・改修をすみやかに行う。

回答№169.【担当課：市民生活課】

各市民センターの建物・設備につきましては，各市民センターからの不具合等の報告を市民生活課が取りまとめた上で，順次修繕を行っております。

④ 2 階建以上の吉田市民センターなど４カ所にエレベーターを設置する。

回答№170.【担当課：市民生活課】

施設の改修につきましては，平成 30 年度に策定した「水戸市市民センター総合管理計画」に基づき，施設の長寿命化を図るため，計画的に実施しております。

また，市民センターを安全かつ快適に利用できる環境とするため，バリアフリー化の重要性は認識しており，個別の案件ごとに判断し対応を行っております。

⑤ 難聴者が利用しやすいよう磁気誘導ループを設置する。

回答№171.【担当課：市民生活課】

磁気誘導ループにつきましては，本市の施設としましては，水戸市役所本庁舎や水戸市福祉ボランティア会館に常設型の磁気誘導ループが設置されておりますことから，市民センターへの設置につきましては，これらの施設の利用実績等を参考に，調査，研究を進めてまいります。

⑥ 高齢者などが転倒しないように、滑りにくいスリッパに更新する。

回答№172.【担当課：市民生活課】

市民センターのうち，玄関でスリッパに履き替える施設は 24 か所あり，いずれのセンターでも利用者用としてスリッパを購入しており，傷み具合などを見ながら更新しております。

各市民センターのスリッパ更新時に利用者の御意見を伺うなどしながら，施設の利用状況に合ったスリッパに更新する対応を進めております。

⑦ ゴキブリなどの害虫駆除をすみやかに行うこと。

回答№173.【担当課：市民生活課】

害虫駆除につきましては，各市民センターにおいて殺虫剤等を購入の上，適時害虫駆除を行っております。

20. 市役所本庁舎について、駐車場のレイアウト、車両および歩行者の導線を改善する。出入口の渋滞を解消する。駐車券の手続きを改善する。エレベーターにエアコンを設置する。

回答№174.【担当課：財産活用課】

本庁舎駐車場につきましては，サインの設置及び警備員による誘導により，事故の防止や渋滞の解消に努めております。今後は，必要に応じて，更なる安全対策や混雑緩和策として，案内看板の追加設置等を検討してまいります。

また，駐車券の手続きにつきましては，本庁舎へ用務で来庁された市民に対し，窓口での積極的な声掛けや案内看板の設置により，認証漏れを防ぐよう努めております。今後とも，駐車料金無料化手続きの周知徹底を図ってまいります。

本庁舎内のエレベーターにつきましては，エアコンを設置する場合，本庁舎の施工業者の試算の結果，費用が高額になる見込みであり，工事の実施は財政上困難な状況にあります。

既設の館内空調を運用しながら，年間を通して快適に利用できる庁舎となるよう努めてまいります。

21. 東町新体育館（アダストリアみとアリーナ）における大型イベント時の出入り口および周辺道路の渋滞解消対策を実施する。スポーツセンター入口交差点の歩行者の安全対策を実施する。

回答№175.【担当課：体育施設整備課】

大規模イベント開催時における交通渋滞対策につきましては，公共交通機関や自転車の利用促進を図るとともに，桜山駐車場をはじめ，東町運動公園周辺の時間貸駐車場等の活用促進など，一定の時間内に，東町運動公園周辺への車両の集中を抑える取組を行っております。また，交通体系の強化に向けて，都市計画道路３・４・５号偕楽園公園上水戸線をはじめとする体育館周辺の幹線道路の整備を進めるなど，安全で円滑な交通アクセスの確保に努めてまいります。

歩行者の安全対策につきましては，国道 50 号の東町運動公園入口交差点などにおいて，誘導案内板の設置や警備員の配置等により，安全確保に努めてまいります。

22. スポーツ施設利用時の「いばらき公共施設予約システム」をスマートフォンからアプリで予約できるよう改善する。各種イベントなど市の情報提供と連動させ市民の健康増進に活用すること。

回答№176.【担当課：体育施設整備課】

本市におきましてはスポーツ施設利用の予約に，県が運営する「いばらき公共施設予約システム」を活用しております。当該システムは，パソコンやスマートフォンから，スポーツ施設等の空き状況検索や予約申込みができます。アプリでの予約や各種イベントの情報提供など機能充実につきましては，利用状況や市民ニーズを把握しながら，システムを運営する県や参加する自治体と調整してまいります。

23. 水戸芸術館を多くの市民が利用できる施設へ開放性を高めること。公演や展示の質および採算性を高め、補助金頼みの運営をあらためること。

回答№177.【担当課：文化交流課】

水戸芸術館につきましては，音楽，演劇，美術の各分野において，国内外で活躍する一流のアーティストによる質の高い自主企画事業を行うことを特色とし，優れた芸術文化に身近に親しむことができる機会を提供しています。

また，子どもたちの豊かな感性を育む芸術教育や水戸市芸術祭などの地域共催事業に積極的に取り組み，本市の芸術文化の振興に大きく貢献してまいりました。

より多くの方に御来場いただけるよう，ツイッターやフェイスブックなどＳＮＳを活用して情報発信を行っているほか，令和２年７月には館のホームページをリニューアルし，インターネットでのチケット購入を可能とするなど，利便性の向上に努めております。

収益の獲得に向けましては,自主財源獲得のため,公益法人の持つ税制上の優遇措置を生かし,多くの寄附金を集めるとともに，文化庁など公的機関や民間企業等が実施する助成金，協賛金の獲得に取り組んでまいります。

今後とも水戸芸術館ならではの特色を最大限に生かし，世界に向けた芸術文化の創造・発信拠点として，より多くの市民に御利用いただけるよう，引き続き音楽，演劇，美術の各分野における質の高い事業を提供するとともに，事業の収益性の向上に努めてまいります。

24. 水戸芸術館の地下駐車場の動線が悪すぎるため、抜本的な改善をすること。

回答№178.【担当課：文化交流課】

水戸芸術館の地下駐車場（市営五軒町地下駐車場）の抜本的な改善につきましては，近接する駐車場の状況等も踏まえ，総合的に検討してまいります。

25. 公設卸売市場のトイレをすべて洋式化する。

回答№179.【担当課：公設地方卸売市場】

公設地方卸売市場のトイレにつきましては,「水戸市公設地方卸売市場再整備計画（2019～2028年度，平成31年３月策定)」において，改修工事にあわせた洋式化を位置づけており，令和４年度は水産低温買荷保管積込所や中央棟を洋式化するための設計委託を実施するとともに，市場関係者の要望にも対応しながら順次，洋式化を進めているところです。

今後とも，年次的な整備により衛生管理の充実に努め，生鮮食料品等の安全・安心を確保する市場づくりを進めてまいります。

26. 公契約条例を制定し、公共事業の労働者の賃金水準を引き上げる。小規模工事登録制度・商店リニューアルへの助成制度をつくる。

回答№180.【担当課：契約検査課，商工課】

公契約条例の制定につきましては，業務に従事する労働者の適正な賃金水準及び労働条件の確保，工事等の品質の向上が図られる有効な手段でありますが，国におきまして，ＩＬＯ第 94 号「公契約における労働条項に関する条約」が批准されていない状況であります。引き続き，国・県の動向を見極めながら調査・研究を進めてまいります。

なお，労働者の賃金につきましては，市場実態等を的確に反映した最新の労務単価を採用し，工事等の適正な積算を行っております。今後とも，低入札価格調査制度等のダンピング対策により，下請業者及び労働者へのしわよせ防止や不当な中間搾取の防止に努め，労働者が不利益を被らないよう取り組んでまいります。

また，小規模工事につきましては，各課におきまして，工事内容の技術特性や施工実績を考慮するとともに,地元企業の育成に資する適切な業者選定に努めた発注とすることができますので,現行制度を継続してまいります。(契約検査課)

既存店舗のリニューアルに対する助成につきましては，ニーズや費用対効果，他市の状況等を踏まえ，研究してまいりたいと考えております。(商工課)

27. ブラック企業・ブラックバイトの実態把握を県や労働局とともに行い、相談窓口を設置する。

回答№181.【担当課：商工課】

厚生労働省において，過重労働が疑われる企業等への重点監督を実施し，実態把握に努めるとともに，労働局及び労働基準監督署におきまして，総合労働相談コーナーを設置しております。

本市といたしましては，引き続き，雇用維持や雇用環境の改善に向け，茨城労働局等の関係機関と連携し，相談窓口の周知等に努めてまいります。

28. 中小企業に対する自治金融は、税滞納の分納中でも融資対象とする。

回答№182.【担当課：商工課】

自治金融制度は，中小企業の経営の安定化を図り，健全な発展に向けて実施しているものであり，税の公平な負担という観点から，市税の完納を条件とすることは必要であると考えております。

29. 所得税法第５６条を廃止し事業主・家族従業者の働き分（自家労賃）を経費として認めるよう国に求める。

回答№183.【担当課：市民税課】

所得税法第 56 条の規定は，我が国の個人事業が，家計と事業から生じる所得を切り離して考えることが困難であること，家族間だけで決めた給与等の支払いを認めてしまうと所得分割を許すこと，それに伴う税負担の不公平を防ぐことなどから定められたものです。

この規定は，所得を算出する際に，事業主が家族従業員等に支払った給与等を必要経費として控除できる限度額を定めたものであり，それ以上の給与等の支払いを禁止したものではありません。また，所得税法第 57 条第 1 項により，青色申告を行えば，家族従業員への給与額を税務署に届けることにより，その額を必要経費に算入できることが規定されています。

30. 農業について

① 水田活用交付金の削減を中止し、維持拡充すること。

回答№184.【担当課：農政課】

転作に係る交付金につきましては,国において,これまでの水田活用の直接支払交付金に加え,水田リノベーション事業，麦・大豆産地生産性向上事業といった，新規需要，国際情勢等に対応する新たな支援を展開しているところであり，本市におきましても，麦・大豆への転作を中心とした市独自の支援を継続するとともに，農家が自らの経営判断により所得安定を図れるよう，制度周知，活用支援に努めてまいります。

② 飼料や肥料、農業資材の価格高騰に対する市独自補助を実施し、農家の経営継続を直接支援すること。

回答№185.【担当課：農政課】

本市におきましては，農産物の生産資材の価格高騰対策といたしまして，令和４年度に市独自の担い手緊急支援金及び畜産農家緊急支援金により，水田作や畑作，畜産に取り組む農家に対して，経営が継続できるよう支援を行っております。

③ 鳥インフルエンザや豚コレラなど感染症の防疫対策を強化する。

回答№186.【担当課：農産振興課】

国や県と連携し，感染症予防対策として，防疫性の高い畜舎の建設支援のほか，防疫に関する研修会の開催や消毒資材の配布等を実施しているところです。また，特に豚熱（豚コレラ）対策として，飼養されている豚へのワクチン接種や豚熱のウイルスを媒介する野生イノシシの侵入防護柵設置補助，野生イノシシへの経口ワクチン散布を実施しており，引き続き防疫対策の強化に努めてまいります。

④ 米価暴落対策のため余剰米を国が買い上げ、子ども食堂、生活困窮世帯への食料支援に活用する。ミニマムアクセス米の輸入中止を国に求める。米価が暴落した農家に市独自補助を実施する。

回答№187.【担当課：農政課】

余剰米の買い上げにつきましては，米価安定を目的とした備蓄米の買い入れの増枠について，令和３年産米に係る国との転作推進について意見交換する機会をとらえ，本市からも提案しておりますが,国からは,備蓄米制度を米価安定に向けて運用することは,制度の目的が異なるため,予定していないとの説明がございます。

また，ミニマム・アクセス米につきましては，国家外交に係るため，市として国への要望は難しいと考えております。

市独自の補助につきましては，他産業との公平性を確保する必要があることから，米を含む農産物の急激な下落への備えとして，引き続き，経営所得安定対策及び農業セーフティネットへの加入を促進してまいります。

⑤ 新規就農者、家族経営農家に対する市独自の補助を拡充する。県のニューファーマー育成支援事業の対象拡大を求める。定年後の農業参入者、後継者に支援し、担い手を増やす。

回答№188.【担当課：農政課】

担い手の確保・育成につきましては，重要課題と認識しており，本市では，市独自の支援策として，新規就農者に対する営農開始時の経費の一部助成のほか，新規就農希望者が市内研修機関等で研修を受ける経費の一部助成を行ってきたほか，後継者のいない認定農業者が，第三者への経営継承に向けて研修を受け入れる際の費用に対する支援を図っております。また，就農希望者のニーズに応じ，引き続き国・県と連携し，農の雇用事業，ニューファーマー育成研修助成事業等により，多様な農業従事者の確保・育成に努めてまいります。

⑥ 農家経営の安定と生産拡大を図るため、農産物の価格保障を中心に所得補償を組み合わせ、生産コストをカバーする市独自の上乗せ補償を行う。

回答№189.【担当課：農政課】

農家経営の安定に向けた農産物の価格補償等につきましては，農業収入全体を補償対象とする収入保険や，米，麦・大豆等を対象とした経営所得安定対策，畜産物価格安定制度等，国の制度への加入を推進しており，野菜価格安定制度，畜産配合飼料価格安定制度については，市独自に積立金への助成を行っております。これらの制度は標準的収入や生産コストを基に設計されており，引き続き，加入を推進してまいります。

【６】原子力・防災対策

１．岸田政権による東海第２原発の再稼働推進、原発の 60 年超の運転や新増設方針に市として反対する。

回答№190.【担当課：防災・危機管理課】

原子力発電を巡る国や原子力規制委員会の動向等について，引き続き注視してまいります。なお，東海第二発電所につきましては，これまでの本市のスタンスと何ら変わることはなく，実効性のある広域避難計画が策定できない限りは，再稼働はもとより，運転期間の延長に係る議論についても，当然あり得ないものと考えております。

２．東海第２原発の再稼働は認めず、廃炉を求めること。

回答№191.【担当課：防災・危機管理課】

東海第二発電所の再稼働につきましては，全ての市民の安全な避難に向けた実効性のある広域避難計画が策定できない限りは認められないと考えております。

その上で，本市といたしましては，引き続き議会の御意見を踏まえるとともに，水戸市原子力防災対策会議における技術的，専門的な御意見や多くの市民の声を十分考慮しながら判断をしてまいります。

３．危険な使用済み核燃料をすべて乾式キャスクに保管させる。

回答№192.【担当課：防災・危機管理課】

東海第二発電所におきましては，現時点で 15 基の「乾式キャスク」に合計 915 体の使用済燃料が保管されておりますが，平成 21 年以降，「乾式キャスク」への移送が滞っている状況であります。

そのため，本市や近隣自治体におきましては，これまで数次にわたり使用済燃料の「乾式キャスク」への移送を日本原電に要請してきたところであり，平成 26 年の回答において，「新規制基準に適合した対応が可能となった後には，早急に乾式貯蔵の実現に取り組む」旨の回答を得ております。

現時点では，使用済燃料を移送する設備について，新規制基準を満たす段階には至っていないとの報告を日本原電から受けているところであり，今後，基準を満たし移送が可能となった際には，いち早く「乾式キャスク」への移送等を実施するよう，近隣自治体との連携のもと，要請してまいります。

４．県が見直すとした広域避難計画は、避難者１人あたり２㎡のままである。避難所での感染拡大は避けられず、命を守ることはできない。入院患者や施設入所者の移送手段の不足をはじめ、実効性ある広域避難計画の策定は不可能であり、廃炉を求めること。

回答№193.【担当課：防災・危機管理課】

原子力災害に備えた広域避難計画につきましては，平時においても東海第二発電所に使用済み核燃料が現存するなどの災害リスクがある以上，再稼働する，しないに関わらず，市民 27 万人の生命と財産を守るために必要な計画であると認識しております。そのため，今後とも，感染症対策をはじめとする各種課題の解消に真摯に取り組んでまいります。

５．東海第２原発の工事では事故や火災が繰り返し発生し、下請け会社による診断書偽造事件も起きている。構内作業員の安全軽視に加え、多くの施設の図面などを非公表としている。日本原電に説明を求めるとともに、情報公開・安全管理を徹底させること。

回答№194.【担当課：防災・危機管理課】

日本原電におきましては，工事計画認可申請書をはじめ，新規制基準への適合性や運転期間延長に係る審査資料など，国へ提出した文書をホームページ等で逐次公開をしており，これらの資料につきましては，一部が非公開となっております。

その理由につきましては，所在地域首長懇談会をはじめとする協議の場において，日本原電から説明を受けているところであり，発電所や重要なシステムへの不法な侵入を招く恐れのある情報やテロ行為が可能となる恐れのある情報，とりわけ発電所の図面等につきましては，防犯対策に万全を期すため非公開としているとのことであります。

これらの非公開とされる情報につきましては，私ども自治体に対する協議資料には記載されておりますが，市民の皆様には非公開となりますので，市民目線に立ち，特に厳しく精査してまいります。あわせて，安全対策等の情報は原則公開とすること，また，やむを得ず非公開とする情報につきましても，図面を簡略化するなど，工夫をしながら丁寧に地域住民へ説明を行うよう，引き続き要請してまいります。

また，本市におきましては，日本原電を含めた近隣の原子力施設と安全協定及び通報連絡協定を締結しており，その協定に基づき，24 時間 365 日，各施設において事故，故障等が発生した際に報告を受け，迅速に対応できる体制を構築しているところであります。

原子力施設を管理，運営する事業者においては，二重，三重に安全対策を講じるのは当然の責務であり，今後とも，事業者に対し万全の安全対策と，事故，故障時における本市への速やかな報告を求めてまいります。

６．原発再稼働に対する水戸市民の大規模な意向調査をすみやかに実施すること。

回答№195.【担当課：防災・危機管理課】

東海第二発電所の再稼働につきましては，市民理解が得られない限り，認められないこと，そして，多くの市民の声を十分に考慮して，判断することを本市の基本的な考え方としており，その手法の一つとして，27 万人の市民意向を客観的に捉えることができる相当数，万単位の住民の皆様を対象に，アンケートなど市民意向調査を実施する考えでおります。

この市民意向調査の時期につきましては，直ちに実施するのではなく，その前に，市民の皆様が判断するための材料をしっかりと揃え，提供していくことが重要であると認識しております。具体的には，広域避難計画の策定に着実に取り組み，策定に当たっては，住民説明会等を通して幅広く周知するほか，事前了解権を持つ６自治体で構成する原子力所在地域首長懇談会をはじめ，周辺自治体と連携した安全対策を進めるとともに，日本原電との協議に進捗があれば，その状況について公開してまいります。

これらの取組を着実に進め，「取組の熟度が，市民の皆様に御意見を聞くことのできる水準に達した」と判断した段階で，時期を捉えて，市民意向調査を実施してまいります。

７．福島第一原発からの汚染水の海洋放出に市として反対すること。

回答№196.【担当課：防災・危機管理課】

福島第一原子力発電所の事故に伴う処理水の処分方法につきましては，県内の自治体が連携し，「住民に対する健康への影響はもとより，漁業，観光業をはじめ，茨城県全体の経済に対する風評被害が再び発生する懸念がある」との共通した認識のもと，令和２年９月に，県市長会と県町村会の連名により，国に対し，「処理水の処分方法の決定に当たっては，地域住民や漁業関係者等に丁寧な説明と意見聴取を行うこと」，「処理水の処分に当たっては，健康への懸念を払しょくす

るように努めるとともに，新たな風評被害を発生させない方法をとること」について，要望したところであります。

本市におきましては，引き続き，国の動向等を注視するとともに，県内自治体と連携を図りながら対応してまいります。

８．事故や不祥事が相次ぐ日本原子力研究開発機構の旧動燃時代から続くずさんな管理体制と使用済み核燃料の保管について厳しく改善を求める。高速実験炉「常陽」の再稼働中止を求める。

回答№197.【担当課：防災・危機管理課】

平成 29 年６月６日に「大洗研究開発センター燃料研究棟」で発生した事故は，作業員が内部被ばくを受けるという重大な結果を招き，本市におきましては，事故の原因究明と再発防止策の徹底，市民への丁寧な説明等を求める緊急要請を行いました。

また，平成 31 年１月 30 日に発生した核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質の漏えい事故や，令和元年９月９日に発生した大洗研究所における二次冷却系統冷却塔の倒壊につきましても，茨城県と水戸市を含む近隣自治体で連携し，立入調査及び再発防止等の要請を行いました。

度重なる事故の発生は，大変遺憾であり，原子力に関する事故は，あってはならないものと考えております。今後におきましても，安全管理の徹底を事業者に求めるとともに，立入調査等を通じて，施設の安全性の確認，監視を徹底してまいります。

高速実験炉「常陽」につきましては，平成 29 年に行った安全審査の申請時において，原子力規制委員会から「運用する熱出力を書面上だけで低く抑えている」との指摘を受け，当時，審査保留の処分となったところです。その後につきましては，指摘事項の改善と安全性の向上を図るため，出力を抑えた炉心への設計変更がなされ，平成 30 年 10 月から安全審査が再開されております。

本市におきましては，事業者である日本原子力研究開発機構から，審査の状況について，毎週報告を受けているところであり，二度と安全性を欠く行為を行うことのないよう，継続して厳しいチェックに努めてまいります。

９．自然エネルギー、再生可能エネルギーへの転換を進める。水戸市の環境は、太陽光、小水力、バイオマスなど新たな電力の可能性が高い。エネルギーの地産地消をめざし効果的な施策を行う。

回答№198.【担当課：環境保全課】

再生可能エネルギーへの転換につきましては，ゼロカーボンシティの実現を目指す本市にとって必要不可欠なものであり，本市におきましては，水戸市地球温暖化対策実行計画に基づき，住宅用太陽光発電設備の設置に対する補助金の交付をはじめ，公共施設への太陽光発電の整備，下水処理施設や清掃工場えこみっとでのバイオマス発電など，再生可能エネルギーの普及促進に努めております。

今後は，令和５年度を初年度とする水戸市地球温暖化対策実行計画（第２次）に基づき，住宅用太陽光発電システム設置補助金の拡充や住宅用蓄電池設置に対する補助金の新設等により，太陽光エネルギーの更なる利用促進を図っていきたいと考えております。また，バイオマス由来の再生可能エネルギーの利用促進に向け，市域内の資源の把握等に努めてまいります。

そして，つくり出したエネルギーを地域内で最適に消費する地産地消を促進するなど，ゼロカーボンシティの実現に向け，本市の地域特性を生かした効果的な施策を展開してまいります。

１０．　地域防災計画を改定し、住民の避難対策や災害備蓄品を拡充する。防災ラジオの支給拡大等、防災情報が全市民にゆきとどく体制を整える。

回答№199.【担当課：防災・危機管理課】

「市地域防災計画」につきましては，本市の防災・減災対策の大綱を定めており，災害対策基本法及び水防法の改正，茨城県地域防災計画の改定内容等を反映し整合を図るとともに，近年の災害の教訓等を踏まえ，適宜改定を行っているところです。

令和４年度には，国から新たに最大クラスの津波を伴う巨大地震の被害想定が公表された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」及び令和４年 12 月から運用が開始された「北海道・三陸沖後発地震注意情報」について，「水戸市地域防災計画　津波災害対策計画編」に反映させるため，市民の皆様にも御意見をいただきながら，令和５年度上半期に改定を行うこととしております。引き続き適正な見直しを行いながら，水戸市地域防災計画に基づく施策を総合的に推進してまいります。

住民の避難対策につきましては，災害時における迅速かつ円滑な避難に向け，避難所情報を掲載したパンフレットや洪水，津波，土砂災害に係るハザードマップを作成し，本市ホームページへの掲載とともに，対象となる各世帯への配布を行っているほか，防災訓練や防災講座など，あらゆる機会を通じて，避難方法や身近な災害リスクをはじめとする防災意識の啓発に努めております。あわせて，自主防災組織との連携体制の構築をはじめ，災害時要配慮者の支援体制づくり，避難所指定動員の導入など，地域の防災力の充実・強化を図りながら，実効性のある避難対策に取り組んでいるところです。

備蓄体制の拡充につきましては，これまで，指定避難所である市民センターや小・中学校において，初動段階で必要となる非常食，飲料水，簡易トイレ，発電機，さらには，プライバシーの確保や感染症対策にも有効な間仕切りなどを配備してきたところであり，本庁舎やアダストリアみとアリーナ，下入野健康増進センターへも備蓄倉庫を設置し，備蓄体制の強化を図っております。

女性や性的マイノリティの方をはじめ，要配慮者，外国人など，様々な視点からの対策につきましては，女性専用のトイレや更衣室，授乳室を設置するとともに，福祉避難所の指定，市民団体との協働による外国人向けのリーフレットの作成などに取り組んでまいりました。

さらには，アレルギーや内臓疾患を患っている方でも食べられる非常食をはじめ，乳児用液体ミルク，段ボールベッドの備蓄などに取り組むとともに，避難所におきましては，性別にかかわらず誰もが安心して生活できるよう，多目的トイレを設置するとともに，共同入浴が難しい方には個別の入浴時間を設けることなどをマニュアルや地域防災計画にルール化したところです。

今後とも，防災訓練などを通じて，避難者の多様なニーズを把握し，安全で安心できる避難環境を一層整えてまいります。

また，市民への迅速かつ的確な情報伝達は，災害時の混乱の抑制，被害の軽減につながる重要な施策であることから，ＭＣＡ無線機や衛星携帯電話の配備，ＬＩＮＥ，Twitter，Facebook といったＳＮＳの活用，ヤフー防災速報アプリの導入など，新たな手法を積極的に導入してまいりました。

さらには，防災行政無線の再整備を行うとともに，ＦＭぱるるんとの連携のもと，災害時に自動で起動し，本市からの緊急情報を入手することのできる防災用自動起動ラジオの運用を，平成31 年１月から始めております。この防災ラジオにつきましては，洪水・津波の浸水想定区域や土砂災害警戒区域など，市内の災害リスクの高い地区に居住の方をはじめ，災害時に支援が必要な避難行動要支援者，民生委員や消防団，地区会などの避難支援等関係者，防災行政無線の再整備に当たって屋外放送設備を撤去する地域（内原地域，常澄地域の一部）にお住まいの方などに，無償貸与を実施しております。

また，令和４年２月に，茨城県により県管理河川の浸水想定区域が公表されたことを受け，新たに浸水想定区域が指定された地域に居住する方にも，防災ラジオの無償貸与を開始しました。

さらには，無償貸与の対象とならない地域に居住する方や市内の事業者も防災ラジオをお使いいただけるよう，令和２年度から有償貸与を実施しております。

今後とも，各種防災・減災対策を優先的かつ集中的に取り組み，市民の皆様の安全はもちろんのこと安心していただける環境を整えてまいります。

１１．　河川整備について

① 那珂川緊急治水対策プロジェクトを速やかに実行すること。

回答№200.【担当課：建設計画課】

令和２年１月末に策定した「那珂川緊急治水対策プロジェクト」に基づき，河道掘削や樹木伐採，既存堤防の強化や無堤防区間の築堤，さらには，「遊水・貯留機能の確保向上」や「土地利用・住まい方の工夫」についての取組を進めております。

本市といたしましても，１日も早く事業の進捗が図られるよう，令和４年８月に那珂川沿川の６市町で構成され，高橋市長が会長を務める「那珂川改修期成同盟会」において，国土交通省や財務省，地元選出の国会議員に対し，一層の事業促進について要望を行ったところです。

今後とも引き続き，地域実情に合った効果的な治水対策について河川管理者である国との意見交換を重ね，地域の方々との合意形成を図りながら，水害に強いまちづくりの早期実現に向け，全力で取り組んでまいります。

② 那珂川の支流の氾濫・溢水の再発防止へ、堤防建設や補強、常時監視カメラの設置を促進すること。

回答№201.【担当課：建設計画課】

茨城県管理河川のうち，令和元年の台風 19 号により被災した藤井川・田野川・西田川につきましては，令和２年７月までに本復旧が完了しております。

さらに，藤井川・田野川におきましては，堤防天端や堤防裏法尻の強化対策が実施され，越水が起こった場合での決壊までの時間を延ばす補強がされました。

その他，河川監視カメラや危機管理型水位計が増設され，国の河川情報サイトである「川の防災情報」の中で，一元的かつ常時確認できるようになりました。今後とも，河川管理者である国や県に対し，更なる治水安全度の向上について強く働きかけてまいります。

③ 桜川の新たな浸水想定区域の被害防止のため、河道掘削及び堤防を建設すること。

回答№202.【担当課：建設計画課】

令和４年２月末，茨城県は河川管理者として管理する桜川において，洪水時における住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を目的に，水害リスク情報を公表しました。

これを受け，本市におきましては，洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法や災害時に備えておくべき必要事項を記載した洪水ハザードマップを作成し，市民の皆様への周知を行ってきたところです。

今後とも，洪水等による水災被害の防止に向け，河川管理者である国や県に対し，河川整備計画に定められた事業期間の前倒しによる早期整備とともに，気候変動にも対応した整備計画の見直しなどについても要望してまいります。

④ 流下能力改善のため河道掘削・樹木伐採など定期的な河川改修をおこなうこと。

回答№203.【担当課：建設計画課】

河道掘削や樹木伐採につきましては，河川管理上の根幹をなすものであり，現在，那珂川で実施されている「那珂川緊急治水対策プロジェクト」の重要な取組の一つとなっております。

樹木伐採につきましては，国田地区をはじめ，中河内，根本や若宮地区で実施しており，河道掘削につきましては，若宮，水府・枝川，根本，中河内，渡里，下国井地区の６地区に分けて集中的に進められているところです。

この中には，河川区域内に残された用地取得を並行して行っている地区もあり，用地がまとまった箇所から直ちに着手していく計画としております。

引き続き，河底の深掘りによる塩水遡上や取水への影響を考慮しながら，効果的な河川改修が行われるよう働きかけてまいります。

⑤ 那珂川無堤防地区(大野地区など)の堤防を早期建設すること。

回答№204.【担当課：建設計画課】

大野地区におきましては，平成 24 年度から上大野小学校北側付近から東水戸道路付近までの区間にて築堤事業に着手しており，堤防整備に必要な用地を確保しながら，順次整備が進められております。

今後につきましては，築堤事業と並行して事業が進められていた県道小泉水戸線バイパスの切り替えが令和４年４月に完了したことにより，残る区間の築堤についても事業が加速して実施されています。

また，桜川合流部から勝田橋までの間の吉沼地区におきましても，「那珂川緊急治水対策プロジェクト」において新たに位置付けられたことにより，築堤事業に着手しており，令和３年６月に地元関係者への説明会を開催し，現在，用地測量及び補償交渉が進められております。

本市といたしましても，１日も早く事業の進捗が図られるよう，令和４年８月に那珂川沿川の６市町で構成され，高橋市長が会長を務める「那珂川改修期成同盟会」におきまして，国土交通省や財務省，地元選出の国会議員に対し，早期の事業推進について要望を行ったところです。

今後とも，市民が安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるべく，早期の築堤を含めた河川改修について引き続き，国に対し，要望してまいります。

⑥ 国田地区の浸水防止対策を早急にすすめること。

回答№205.【担当課：建設計画課】

国田地区におきましては，令和元年台風 19 号による被災を受け，国により「国田地区浸水防止対策」が進められており，自然堤防の一部嵩上げなどの実施に向けて，現地測量や設計等が進められております。

また，対策の施工に当たっては，沿川関係者の御協力が必要不可欠であることから，複数回にわたり説明会を開催するなど，地域の皆様より御意見を賜りながら進めているところです。

今後とも，地域の皆様への丁寧な説明を行い，地域の方々に御理解・御協力をいただきながら，早期実現に向け，引き続き国との連携を強化してまいります。

⑦ 藤井川の無堤防地区に堤防を早期に建設すること。藤井川樋門の管理体制を強化する。

回答№206.【担当課：建設計画課，農業環境整備課】

これまで，既存堤防の強化対策も含めた河川改修事業の促進につきまして，国の直轄河川である那珂川や涸沼川，また，藤井川をはじめとする県管理河川につきましても，毎年度，各河川管理者に要望を行っております。

令和元年の台風 19 号による被災の際には，被災後直ちに，被災した堤防の早急な復旧をはじめ，早期の河川改修等の緊急要望を茨城県に対し実施してまいりました。

藤井川をはじめとした県管理河川の被災箇所につきましては，令和２年７月までに本復旧が完了しており，既存堤防につきましても，堤防天端や堤防裏法尻の強化対策の取組がされており，従前の構造よりも強化されております。

引き続き，藤井川をはじめとする県管理河川につきまして，さらなる治水対策の強化について強く働きかけ，沿川の方々が，一日も早く安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりの実現を目指して要望をしてまいります。（建設計画課）

藤井川樋門の管理体制につきましては，令和２年１月の逆流による浸水被害を受け，放流元管理者である茨城県藤井川ダム管理事務所，河川管理者である茨城県水戸土木事務所，本市，地元水利組合の間で連絡体制を構築し，運用しているところであります。引き続き，県との緊密な情報交換に努め，地元の皆様に安心していただけるよう，実効性のある水防活動に努めてまいります。（農業環境整備課）

⑧ 石川川の元石川町、大場町などの水害防止へ、早期の堤防整備、市の調節池の容量を拡大する。

回答№207.【担当課：建設計画課】

石川川につきましては，涸沼川合流地点から，北関東自動車道高架橋を超えた上流側に位置する県道中石崎水戸線石川橋までの約 5.0km 区間は，茨城県が管理する河川区間となっており，県管理河川区間において氾濫が見受けられることから，毎年，県に対し早急の河川改修を要望しております。

現在，県により,石川川河川改修事業として水戸市秋成町にある取水堰改築工事及び護岸整備工事が進められており,併せて流下能力を阻害する土砂の浚渫等の適切な維持管理を行うことで,流下機能の確保に努めているところです。

⑨ 沢渡川の県管理部分の早期整備を求めること。

回答№208.【担当課：建設計画課】

沢渡川の県管理区間につきましては，河道掘削や護岸整備が行われているほか，茨城県と水戸市で連携し策定した「桜川（沢渡川）流域における浸水被害軽減プラン」に基づき，河川事業としては，アダストリア水戸アリーナ付近の河道のボトルネック箇所の解消に向け，河川改修を進められております。

市民が安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるべく，引き続き，沢渡川をはじめとする県管理河川につきまして，早期の河川改修について，要望してまいります。

１２．被災者支援金を半壊・一部損壊も対象とする。農作物被害に対し十分な支援をおこなう。出荷不能となった農作物に市独自補助を実施する。

回答№209.【担当課：防災・危機管理課，農産振興課】

本市における被災者生活再建支援金につきましては，国の支援制度では対象にならない半壊世帯に対して，20 万円を支給することとしております。

また，令和元年東日本台風での被害に際して，本市独自の災害見舞金として，全壊の世帯に対しては７万円から 10 万円に，半壊世帯に対しては３万円を５万円に増額して対応し，被災者に寄り添った生活支援を実施いたしました。

被災された方の生活再建支援の充実に向けましては，ニーズに応じた支援のあり方について，国や県と連携し対応してまいります。（防災・危機管理課）

自然災害による農作物等への被害につきましては，国や県と連携し，農業用機械・施設の修繕等や災害資金への利子補給のほか，樹草勢回復のための肥料・薬剤代，蒔き直しの種苗代に対して助成しております。また，農業共済におきましても，被害を受けた農作物等につきまして，共済金を支払っております。

令和元年の台風 15 号，19 号発生時においては，被害が大きかった水戸のブランド農産物「水戸の柔甘ねぎ」の生産維持に必要な資材等に対して，市独自の補助を創設し，支援いたしました。

今後とも国や県と連携を図りながら，農業者が農作物被害を受けた際には，早期に営農再開できるよう支援してまいります。（農産振興課）

１３．避難所について

① 避難所における新型コロナウイルスの感染予防策を徹底する。検温・消毒、避難者対応など人員配置を拡充する。症状別の避難者の適切な誘導、迅速な情報提供を行う。

回答№210.【担当課：防災・危機管理課】

本市におきましては，感染が拡大した状況において，地震や洪水などの災害が発生した場合に備え，市民の生命を守るとともに，避難所における感染リスクの低減を図るため，国内で感染者が確認された段階から検討を始め，令和２年５月に，新型コロナウイルスに感染する恐れのある状況下における避難所運営に関する指針を策定いたしました。

基本方針として，避難準備・高齢者等避難開始情報の発令段階から可能な限り多くの避難所を開設すること，避難者の体調等に応じて避難する施設を振り分け，一般の方は小学校に，体調が悪い方は中学校に，避難行動要支援者の方は市民センターに避難していただくことなどを，指針に位置付けたところであります。

あわせて，受入施設を増やすとともに，高齢者の方をはじめとする避難者の体への負担を軽減するため，茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合水戸支部の皆様と，避難者の受入れに関する協定を締結し，ホテルや旅館等も活用することとしております。

避難所の運営につきましては，受付において，避難者の体温を測定することや基礎疾患の有無を確認することを新たにマニュアル化し，適切な誘導に努めることといたしました。避難所におきましては，飛沫感染を抑制するため，避難者間の距離を確保するための間仕切りや，段ボールベッドを活用することとし，感染症対策に必要な体温計や手指消毒液などの資材について，各避難所に配備しているところです。そのほか，十分な換気を実施すること，避難者の健康状態を定期的に確認すること，さらには，発熱，咳等の症状が出た方のための専用のスペースを確保することなど，避難者の安全はもちろん，安心して避難していただける環境を整えてまいります。

また，令和５年１月に，新型コロナウイルス感染症について，感染症法上の類型を５類に見直す方針が決定され，マスク着用などの基本的な感染対策や医療提供体制の見直し等の動きもありますことから，引き続き国の動向を注視しながら，状況に応じて避難所運営に関する指針の見直しを行ってまいります。

② 避難所となっている体育館等に冷暖房設備を整備するとともに、すみやかにトイレを洋式化する。

回答№211.【担当課：学校施設課】

学校の屋内運動場は，児童生徒の学習の場であるとともに，災害時においては避難所となることから，近年の記録的な猛暑を受け，児童生徒及び教職員の体調管理とともに，避難者のための適切な温度管理など，良好な環境の確保が求められております。

このことから，茨城県内外の空調設備設置事例を参考にしながら，全校設置に向け，整備手法や効率的な冷暖房を行うために必要となる施設設備の検討を行うとともに，ランニングコストを考慮した効果的な空調設備の運用のためのルールづくりを進め，早期の整備を目指してまいります。

また，体育館トイレの洋式化につきましては，長寿命化改良等の大規模な施設改修に併せてトイレの洋式化も図る等，整備を進めてまいります。

③ 応急仮設住宅に居住する際は生活必需品、電化製品などを現物支給する。

回答№212.【担当課：防災・危機管理課】

本市といたしましては，電化製品の購入など，生活再建の一助となるよう，国の制度では対象にならない半壊世帯に対しても 20 万円の被災者生活再建支援金を支給するとともに，令和元年東日本台風での被害に際して，本市独自の災害見舞金として，全壊の世帯に対しては７万円から 10 万円に，半壊世帯に対しては，３万円を５万円に増額し，被災者に寄り添った生活支援を実施いたしました。

被災された方の迅速な生活再建に向けましては，ニーズに応じた支援のあり方について，国や県と連携し対応してまいります。

④ ペット同行避難ができるよう体制を整えて周知する。

回答№213.【担当課：保健衛生課，防災・危機管理課】

本市におきましては，全指定避難所におきまして，避難者が大切な家族の一員であるペットと同行避難が可能となるよう，避難所運営マニュアルにおいて飼育場所の指定や飼い主の役割などを定めるとともに，ペット保管用のケージを備蓄するなど，ペット同行避難対策を推進してきたところです。

また，飼い主に対しては，災害時のペット同行避難への備えとして，ケージや餌等の必要な物資の備蓄のほか，避難所における適正飼養のための日頃からのしつけの必要性を分かりやすくまとめた啓発リーフレットを作成し，配布するなど，市内の動物病院等と連携しながら，機会を捉えた普及啓発を行っているところです。

今後とも，災害時に避難者が安心してペットと同行避難できるよう，飼い主に対する日頃からの備えの重要性について理解促進に努めるとともに，市内動物病院やボランティア等との連携により，避難所における適正飼養のための支援体制を強化しながら，ペット同行避難対策の実効性を高めてまいります。

【７】大型開発の中止・見直し

1. 泉町１丁目開発事業について

① 新市民会館は、総事業費３６０億円以上にも膨らんだ税金無駄使いである。水戸地裁において、違法な税金支出の差し止めと返還をもとめる住民訴訟が行われており、市長が証人尋問に応じること。

回答№214.【担当課：新市民会館整備課】

新たな水戸市民会館（以下「新市民会館」という。）は，東日本大震災で旧市民会館が被災，損傷し，使用ができなくなり，市民や芸術文化団体の練習，発表等の活動の場がなくなるなど，それまで旧市民会館を利用していた年間約 30 万人の文化活動等に支障を来し，市文化振興協議会をはじめ，商店会，経済界，観光団体，地域コミュニティなど各種団体や多くの市民から，市民会館の早期再開が求められておりました。

芸術や文化は，人々の心にゆとりや生きがいを与えるとともに，次代を担う子どもたちの豊かな感性を育むなど，社会全体が守るべき貴重な財産であります。その活動の場となる新市民会館は，本市の芸術文化の振興において，極めて重要な施設であります。

新市民会館の整備につきましては，芸術文化の振興や中心市街地のにぎわい，交流を創出するとともに，市民にとって心の豊かさや優良な都市空間の構築を実現するものであり，本市の将来にわたるまちづくりに極めて重要な事業であります。

② 京成百貨店と新市民会館をつなぐ上空通路建設は中止すること。

回答№215.【担当課：建設計画課】

上空通路につきましては，泉町周辺地区における南北が一体となった将来構想をもとに整備を進めてきたところです。

国道 50 号の管理者である国をはじめ，県・市が連携して協議を進めてきた結果，歩行者の安全確保の観点から，令和３年８月の協定により国が直轄事業として進めることとなったものです。

この上空通路の整備により，利用者の更なる安全性・利便性の向上が図られ，かつ泉町一丁目の南北エリアの一体化や新市民会館周辺のにぎわい創出など，まちの活性化にも大きく寄与するものであることから本事業について御理解いただきますようお願いいたします。

③ 泉町１丁目の２７００万円のバス停は中止すること。

回答№216.【担当課：交通政策課】

平成 27 年度に策定した水戸市公共交通基本計画において，中心市街地におけるバス停留所について，待合環境の向上を図るとともに，洗練された都市景観を創出することを位置付けております。

集客施設である水戸芸術館，水戸京成百貨店に加え，新市民会館によって利用者の増加が見込まれる泉町一丁目バス停につきましては，水戸市バリアフリー基本構想の特定事業計画に屋根やベンチの設置を位置付けており，現在，それに基づく整備を進めております。

また，市内初の取組として「まちのデジタル化」のモデルともなるよう，バスロケーションシステム等に対応したデジタルサイネージの整備を行うこととしました。交通の分野におけるデジタル化の効果を検証し，今後の拡充につなげていくためにも，本市が主導して整備・運営することとしたものです。

今後とも，水戸市公共交通基本計画及び水戸市バリアフリー基本構想に基づき，デジタル化も含め，利用者の利便性向上について多角的に検討し，バス事業者と連携しながら，バス停留所の待合環境の向上を図ってまいります。

④ 来館者動線、車両動線の計画を具体的に策定し、周囲の交通渋滞解消や市民の安全を確保すること。

回答№217.【担当課：新市民会館整備課】

多数のバスの利用が見込まれる催しの開催時には，周辺道路における車の往来に支障を来さないよう，一定の時間内にバスが集中しないよう運用することが重要であると認識し，これまでも利用者をはじめとする関係団体，水戸芸術館等と協議を重ねております。

引き続き，催しの内容や規模に応じた車両の動線をはじめ，人の乗降，誘導方法等についての検討を進め，催しの開催時における円滑な交通の確保に努めます。

⑤ コロナ禍の現状を認識し、維持管理経費が無駄使いにならないよう運営の見直しをすること。指定管理者ではなく、市が市民と協力し直営で運営する。

回答№218.【担当課：新市民会館整備課】

指定管理者制度を導入することによって，興行主催者等との多彩なネットワークを活用し，魅力的な事業を積極的に誘致することが可能となり，市民に多様な芸術文化の鑑賞機会を提供することが期待できることをはじめ，専門的なノウハウにより市民の芸術文化活動の支援が図られるとともに，稼働率向上や専門的人材の活用など，効率的な運営が図れるなどの理由により，令和３年３月の第１回市議会定例会において，指定管理者制度を導入する内容を含む水戸市民会館条例が議決されております。

⑥ 市民が使えるよう、市民の利用料金は市民割引、または無料とすること。

回答№219.【担当課：新市民会館整備課】

水戸市民会館は，指定管理者制及び利用料金制を導入しており，施設の利用料金は指定管理者の収入となるものであります。

利用料金制につきましては，施設使用料を直接，指定管理者の収入とすることにより，指定管理者の創意と工夫でサービス向上など施設の設置目的を最大限発揮することを目指す制度であり，指定管理者の努力により収入額を増やすこともできます。そのため，過度な利用料金の割引や減免は，指定管理者の経営努力の意欲を損ね，結果的にサービスの低下を招く可能性があると考えております。

一方で，本市としても多くの皆様に施設を利用していただきたいと考えており，指定管理者と協議した上で，市民向けの利用サービスや支援サービスを提供していく予定であります。

⑦ 早急に駐車場不足の解消策、建設した駐車場の安全で利便性のある動線計画を示すこと。

回答№220.【担当課：新市民会館整備課】

新市民会館の駐車場につきましては，水戸市五軒町立体駐車場を整備するとともに，施設の半径 500 メートル圏内で 3,000 台以上の駐車が可能となっております。

周辺の駐車場につきましては，新たに整備する五軒町立体駐車場を含めて水戸市民会館のホームページにおいて案内するほか，同駐車場などの満空情報を表示する案内板を設置し，情報の提供を図ります。

⑧ 借金の返済計画および維持補修や大規模改修等、今後かかる財政負担について明確に示すこと。

回答№221.【担当課：新市民会館整備課】

新市民会館整備事業によって，福祉，教育，道路等の生活基盤整備など，市民生活に直結する市民サービスの低下を招くことや，将来世代に多大な負担を残すことがないよう，市全体の中長期的な財政計画であるみと財政安心ビジョンに基づき，市民の皆様に安心していただける財政運営に努めております。

新市民会館の維持管理につきましては，今後指定管理者と協力し，維持管理費の削減に努めるとともに，中長期の修繕計画を策定し，効率的な維持保全に努めます。

⑨ 泉町１丁目のマンション建設への補助をやめること。

回答№222.【担当課：泉町周辺地区開発事務所】

泉町１丁目広小路地区は，国道 50 号に面して空き店舗が目立ち，一部では空き家として長年放置され老朽化が著しい建物が存在するなど，まちの活性化はもとより，防災まちづくりの観点から，市街地環境の改善が求められており，優良建築物等整備事業により市街地環境を整備するとともに，中心市街地の活性化やまちなかへの定住促進を図ってまいります。

2. 水戸駅北口の再開発について

① リヴィン跡地の再開発事業（マンション・テナントビル）への３９億円もの補助をやめること。

回答№223.【担当課：市街地整備課】

水戸駅前三の丸地区市街地再開発事業（リヴィン跡地）につきましては，水戸駅北口の正面に位置し，水戸市の玄関口となる重要な商業集積地区であり，本市としましては，積極的に事業を促進すべきと考えております。今後とも，事業主体である再開発組合との緊密な連携のもと，来訪者の増加による一層のにぎわい創出や本市のイメージアップを目指し，早期完成に向けた事業への支援に努めてまいります。

② 空きテナントだらけのマイムビルについて、今後の方針を示すこと。

回答№224.【担当課：商工課】

本市におきましては，商業・業務をはじめとした都市機能の強化と一層の集積に向けて，中心市街地店舗・事務所等開設促進補助制度をはじめ、各種支援制度を設けるなど，事業所等の誘致活動に取り組んでおります。マイムビルにつきましても，これらの支援制度を活用し，複数の事務所等が開設されているところです。

引き続き，制度等の周知を図りながら，本市の特性を生かした商業・業務機能系施設の立地を促進し,中心市街地における経済活動を活発化させ,魅力とにぎわいの向上に努めてまいります。

③ 再開発事業ではなく、個々の商店振興に役立つ活性化事業を実施すること。

回答№225.【担当課：商工課】

商店街の活性化に向けましては，各商店街団体が取り組むイベントや販売促進事業に対して支援を行うほか，中心市街地等における空き店舗等への出店者に対して，店舗改装費等を補助するなど，商店街活性化に資する取組を支援しております。

今後とも，商店街団体や出店者のニーズ等も踏まえ，制度の見直しを図りながら，商店街のにぎわい創出に努めてまいります。

3. 赤塚駅北口、大工町１丁目の再開発事業の失敗を真摯に認め、空きテナントだらけの赤塚ミオス、大工町トモスの状況の改善策、地域の活性化策を講じること。

回答№226.【担当課：商工課，市街地整備課，泉町周辺地区開発事務所】

商店街の活性化に向けましては，各商店街団体が取り組むイベントや販売促進事業に対して支援を行うほか，中心市街地等における空き店舗等への出店者に対して，店舗改装費等を補助するなど，商店街活性化に資する取組を支援しております。

今後とも，商店街団体や出店者のニーズ等も踏まえ，制度の見直しを図りながら，商店街のにぎわい創出に努めてまいります。（商工課）

本市におきましては，これまで，赤塚駅北口地区や大工町１丁目地区等における市街地再開発事業により，道路整備とあわせ，防災性向上や土地利用の合理化・高度化などにより，都市機能の更新，住環境の改善等を図り，にぎわいづくりに努めてまいりました。

赤塚駅北口地区におきましては，マンション，商業，医療，福祉等の機能が複合的に立地しており，生活拠点の形成，都市のにぎわいや魅力の創出に寄与しております。

また，大工町１丁目地区におきましては，マンションやホテル，事業所や医療機関が入居する業務棟があり，毎日多くの人の活動，流れを創出し，本市中心市街地の西の玄関口にふさわしい街なみ形成に寄与しております。

商店街の活性化に向けましては，各商店街団体が取り組むイベントや販売促進事業に対して支援を行うほか，中心市街地等における空き店舗等への出店者に対して，店舗改装費等を補助するなど，商店街活性化に資する取組を支援しております。

今後とも，商店街団体や出店者のニーズ等も踏まえ，制度の見直しを図りながら，商店街のにぎわい創出に努めてまいります。（市街地整備課，泉町周辺地区開発事務所）

4. 市が千波公園（黄門像広場周辺地区）に導入するパーク PFI は、営利事業と公共性の両立、施設規模や将来の維持管理など問題も多い。市民参加で幅広い意見を募り計画を見直すこと。

回答№227.【担当課：公園緑地課】

平成 28 年５月に策定した「偕楽園公園（千波公園等）整備基本計画」におきましては，パブリックコメントを実施し広く市民の意見を反映した計画としており，この中で黄門像広場周辺においては新たな観光交流拠点として整備を図ることとしております。これを踏まえ，令和元年度，偕楽園・千波湖周辺整備等調査特別委員会において，民間資金の活用により市の財政負担を軽減するとともに民間の柔軟なアイデアを取り入れた千波公園の更なる魅力向上が可能となるパークＰＦＩ事業の制度活用により，黄門像広場周辺地区において飲食・物販等の機能を有する施設整備を目指すことで了承をいただき，令和４年 11 月には，大和リース・アダストリアグループを事業予定者として決定したところです。今後，県の進めるパークＰＦＩ事業とも十分に連携を図り

ながら，市民の日常に活力と憩いを提供できるよう，観光交流拠点と両立したにぎわいのある環境整備を推進してまいります。

5. 偕楽園月池地区整備事業は、保全が必要な重要湿地に、迎賓館や高級レストランなど市民ニーズにも合致しない事業であり、県に中止を求めること。

回答№228.【担当課：公園緑地課】

茨城県では，令和２年４月に，専門家や，地元団体などとの十分な議論を経て偕楽園や歴史館，千波湖周辺地区における整備方針として「偕楽園アクションプラン」を策定し，通年型の観光拠点を目指すこととしております。偕楽園月池地区のパークＰＦＩ事業は，本アクションプランに基づき進められているところであり，令和３年７月の特別委員会においては県からの直接説明および質疑の機会があり本議会からも了承を得たところです。

6. TX の延伸は需要もなく莫大な事業費と地元自治体負担が伴うものであり推進しない。

回答№229.【担当課：交通政策課】

ＴＸの延伸につきましては，県において，県内延伸の４方面案から１案に絞り込みを行うための検討を進めているところです。

茨城の二大中心地である水戸都市圏とつくば都市圏における新たな連携軸として，つくば駅から首都圏第三の空港である茨城空港を経由し，県都水戸までをＴＸで結ぶことが，県全体を持続的かつ均衡的に発展させる上で極めて有効な手段であると考えております。

そのため，延伸に関係する本市，石岡市，かすみがうら市，小美玉市，鉾田市，茨城町の首長，議長及び商工団体の代表者等で構成する「ＴＸ水戸・茨城空港延伸促進協議会」において，延伸の実現に向けた活動を推進しております。

【８】地域要求

1. 市道笠原１５号線（50 号バイパス南側一帯）で雨水による道路冠水の再発防止対策を実施する。

回答№230.【担当課：河川都市排水課】

市道笠原 15 号線につきましては，近年多発する短時間局所的豪雨によって道路冠水が発生しております。

再発防止対策としましては，既設管渠に堆積した土砂の清掃を令和４年 11 月に実施しており，さらに，円滑な雨水の排除を目的とした排水構造物を整備するなど，冠水被害の軽減に努めてまいります。

2. 市道駅南４号線（水城高校下交差点～城南病院南側）のマウンドアップ型歩道をバリアフリー化する。

回答№231.【担当課：建設計画課】

御要望区間の歩道は，車道よりも一段高いマウンドアップ形式に加え，民地境界には，側溝の上に駅南蓋が設置されていることから，その高さに合わせた沿線利用がなされているほか,電柱や標識が歩道内に立ち並んでいることなど,バリアフリー化に向けて解決すべき課題が多々あります。

このため，当該路線を含めた水戸駅南地区の道路のバリアフリー化につきまして，整備路線の優先順位や整備手法など様々な視点から検討してまいります。

3. 水戸駅南地区一帯の側溝の段差解消と流下能力改善のため駅南蓋の解消にむけた計画を具体化する。

回答№232.【担当課：建設計画課】

側溝の段差解消及び駅南蓋の解消などのバリアフリー化につきましては，平成 30 年３月に策定した「水戸市バリアフリー基本構想」に基づき，平成 30 年度から令和５年度を前期，令和６年度から令和 10 年度を後期として整備を実施しているところです。

御要望の水戸駅南地区のバリアフリー化につきましては，既に令和 10 年度までの計画が定められていることから，改めて令和 11 年度以降の計画改定の中で整備路線の優先順位や整備手法など様々な視点から検討してまいります。

4. 水戸駅南口のロータリーは､送迎時の車の待機場所が不足しており危険なため､改善策を講じる。

回答№233.【担当課：道路管理課】

当該箇所は，降車を除く駐停車禁止の規制がかけられております。送迎のための長時間の駐車は水戸駅及び道路利用者への迷惑となることも懸念されることから,今後は警察と協議しながら,必要な対策を検討してまいります。

5. 水戸駅南口の桜川堤防の歩道のデコボコを修繕する。夜間の通行人の安全確保のために対策を講じる。

回答№234.【担当課：道路管理課】

水戸駅南口周辺の桜川堤防につきまして，右岸側（南側）の堤防は自転車道１号線として水戸市が管理していることから，市民の皆様からの報告や日常のパトロールに基づき，適宜，修繕していくとともに，左岸側（北側）の堤防は，必要に応じて，管理者である国土交通省へ修繕の要請をしてまいります。

6. 都市計画道路３３２号線の元吉田交差点の東西方向に右折信号を設置する。

回答№235.【担当課：生活安全課】

当該交差点（元吉田十字路）の東西方向への右折矢印信号機の設置につきましては，現状の交通量からみると右折矢印信号機の設置は難しいとの見解を警察からいただいております。

本市といたしましては，引き続き，警察をはじめとする関係機関と協議し，当該交差点の安全性の向上に向け取り組んでまいります。

7. 都市計画道路３３２号線の百寿園北側交差点に歩行者用信号だけでなく車両用信号を設置する。同路線（酒門工区）に街路灯を設置する。

回答№236.【担当課：生活安全課，道路管理課】

当該交差点の南北方向への車両用信号機の設置につきましては，従道路の幅員や形状により，車両が安全に停止できる状態でないとともに，安全な場所への信号柱の設置が困難であるため、現状において南北方向に車両用信号機の設置をすることは難しいとの見解を警察からいただいております。

引き続き，警察をはじめとする関係機関と協議し，当該交差点の安全性の向上に向け取り組んでまいります。（生活安全課）

茨城県施工の都市計画道路３・３・２号中大野中河内線（酒門工区）の当該交差点は，警察との協議を経て現在の形状となっており，交差点等の交通危険箇所を照らす道路照明灯も設置されております。さらに，追加の交通安全対策として，注意喚起を促すポールの設置や自発光式道路鋲やカラー舗装の設置も施されております。

道路利用者のさらなる安全性向上は交通事故防止のため重要であることから，御要望いただきました事項につきまして県と共有し，今後とも道路交通状況に注視し，必要に応じて協議してまいります。（道路管理課）

8. 田谷町の常磐高速の高架下から側道へ抜ける各交差点に信号機をつける。特に、国田義務教育学校の通学路となっている箇所には横断歩道と歩行者信号をつけること。

回答№237.【担当課：生活安全課】

田谷町地内における高速道路高架下の各交差点への信号機設置につきまして，従道路の幅員や形状により，車両が安全に停止できる状態でないため，現状において信号機の設置をすることは難しいとの見解を警察からいただいております。

しかしながら，各交差点につきましては，見通しの悪い交差点であることから，警察に対し一時停止線再溶着要望を行うとともに，水戸市においてカーブミラーの調整を行うなどの安全対策を講じております。

また，国田義務教育学校通学路となっている高速道路高架下交差点につきましては，横断歩道はあるものの歩行者用信号機がない箇所があることを確認し，令和５年２月１日付けで水戸警察署に対し歩行者信号機の設置を要望しております。

9. 田谷町の市道１４０号、小原付近の側溝の蓋のない部分が土砂等で埋まっていて、雨水が流れない。早急に改善すること、蓋をつけること。

回答№238.【担当課：生活道路整備課，土木補修事務所】

市道国田 140　号線につきましては平成 26 年に地元から既設側溝の蓋掛け及び側溝整備要望が提出されており,要望区間の市道国田 65 号線交差点から那珂市に向かい県道菅谷小原内水戸線までの区間につきましては令和２年度から年次的に整備を行っており既設側溝の蓋掛けは完了しております。今後も引き続き側溝の新設整備を進めてまいります。(生活道路整備課)

田谷町の市道国田 140 号、小原付近の側溝につきましては，機能改善を目的とした清掃を令和５年２月に実施しております。また蓋架設につきましては現地確認のうえ，設置に向けて検討してまいります。(土木補修事務所)

10. 堀町１２２３番地近くの市道と県道の交差点は道が広いため、歩行者用信号機の時間内に高齢者が渡りきれない。青信号の時間調整を要望すること。

回答№239.【担当課：生活安全課】

信号機の時間調整など交通規制に関することにつきましては，警察の所管となっており，十分な横断時間の確保は，歩行者の安全な通行のために重要であることから，窓口である水戸警察署に対し要望いたしました。

11. 堀町の幹線市道２５号線と市道１０２号線の交差点は、横断歩道が片側にしかないため、子どもの横断ルートが危険で不便。両側につけるよう要望する。

回答№240.【担当課：生活安全課】

当該交差点の東西への横断歩道が片側にしかないことを確認し，警察に要望いたしましたところ，安全路側帯や歩行者の滞留場所がないことから，現状におきまして横断歩道の設置は難しいとの回答を得ております。

本市といたしましては，引き続き，警察をはじめとする関係機関と協議し，当該交差点の安全性の向上に向け取り組んでまいります。

12. 「タカトー」(水戸市小林町１１９９－２８）の付近の市道は道路幅を示す線やセンターラインが消えている。夜間や雨天時は視認できず危険なため早急に白線を引き直すこと。

回答№241.【担当課：内原建設事務所】

当該路線につきましては令和４年度中に外側線，センターラインの再設置を行い，通行者への視認を確保するよう努めます。

13. 国道 6 号の酒門交差点（Ks デンキ本店前）および酒門 6 差路の早期の立体交差化を実現する。

回答№242.【担当課：建設計画課】

酒門町交差点の立体化は，国道６号及び国道 50 号の重要物流道路や緊急輸送道路としての機能強化はもちろん，通学児童を含む周辺住民の交通安全対策に大きく寄与することが期待されるところであり，現在，国において予備設計を実施と伺っております。

今後とも，国及び茨城県，地域住民と緊密に連携し，実現化を図ってまいります。

また，酒門６差路の立体化につきましては，今後の交通量の変化等に注視し，道路管理者である国や県と継続的に協議をしてまいります。

14. 茨大前交差点は、大雨の際に冠水し危険な状態となる。改善をもとめること。

回答№243.【担当課：下水道管理課，建設計画課】

茨大前交差点につきましては，令和５年度より冠水解消を目指し工事に着手するとともに，国道 123 号を管理する茨城県と連携し，既存排水施設の定期的な清掃及び局所的な改修等により流下機能の改善を図り，早期の冠水被害軽減に努めてまいります。（下水道管理課）

道路パトロールなどにおいて，既設の側溝や排水施設の土砂等の堆積状況を確認の上，適切な維持管理を行い，浸水被害の軽減に努めてまいります。（建設計画課）

15. 双葉台１丁目交差点から大塚方面へ向かう道路の狭い部分の拡幅をすすめること。

回答№244.【担当課：道路建設課】

当該道路は，水戸済生会総合病院や県立こども病院の医療施設や双葉台小・中学校などの教育機関を擁する双葉台団地を通る，幹線市道 38 号線（堀・加倉井線）から国道 50 号バイパスを結ぶ道路であり，一部を除いて平成 25 年度に完成しています。

この一部の狭隘箇所においては，関係地権者と交渉を重ねておりますが，協力が得られておりません。今後も引続き関係地権者に協力をお願いするとともに，関係部署と連携を図りながら進めてまいります。

16. 赤塚駅南口駐輪場の屋根が小さいため、雨天時に高校生など利用者が雨具を着る際びしょ濡れになってしまうため屋根を増設すること。

回答№245.【担当課：生活安全課】

赤塚駅南口自転車等駐車場につきましては，屋外の施設であり，自転車を駐車するスペースを屋根で覆う形となっていますが，雨天時には，風の影響により雨が吹き込んでしまいます。

雨対策のサービスとしましては，タオルの貸し出しやビニールカッパの提供等を行っておりますが，今後，大規模修繕を行う際には，屋根の増設等についても検討し，利用者の更なる利便性の向上に努めてまいります。

17. 茨城大学周辺は一人暮らしの学生や高齢者のみの世帯、空き家が増加し防犯上不安の声が多い。堀原・渡里地区への交番設置を県に求める。

回答№246.【担当課：生活安全課】

旧渡里駐在所につきましては，茨城県警察本部が策定した「警察施設再編整備計画」に基づき，平成 21 年４月に末広町交番と統合したところです。

堀町・渡里地区への交番設置につきましては，平成 30 年６月に水戸警察署に要望しており，引き続き，市民が安全で安心して暮らせる地域社会の形成に努めてまいります。

18. 国田義務教育学校周辺の県道の歩道整備が遅れており、通学路は周辺の見通しが悪いため、県道の早期整備を重ねて要請する。

回答№247.【担当課：建設計画課】

当該路線の歩道未整備区間について，一部で用地の確保が難航しており，茨城県において用地の御協力をいただけるよう，継続的に交渉を進めております。

本市といたしましても，早期に通学児童生徒の安全が確保されるよう，県に対し，引き続き早期整備の要望をしてまいります。

19. 内原地域の深刻な悪臭被害についてすみやかに悪臭発生を防止させること。

回答№248.【担当課：環境保全課，廃棄物対策課】

内原地域の悪臭につきましては，発生源の廃棄物処理施設の事業者に対して悪臭防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査を実施し，悪臭発生の改善や廃棄物処理施設の適正な維持管理等について継続的に指導を行っているところです。

引き続き，悪臭問題を解決するため，当該事業者に対して法令に基づく指導を継続してまいります。

20. 幹線市道 25 号線の五中から国道 123 号線にむかう歩道は、ガードレールの内側が狭く人がすれ違えないため歩道を拡張する。

回答№249.【担当課：建設計画課】

当該路線の道路拡幅につきましては，全線において，道路の沿線に数多くの住宅や店舗等が建ち並んでいることから，建物等の移設が必要となり，早期の対応は困難な状況となっております。

しかしながら，当該路線における通学生徒をはじめとした歩行者の安全確保は重要であることから，通学時間帯などに非常に多くの通学生徒が集中する，水戸市立第五中学校北側の交差点から都市計画道路 3・5・19 号西原町堀町線までの約 130m区間について，安全確保や利便性の向上を図るため，令和２年度より歩道拡幅事業として位置付け，令和４年度には詳細設計を実施したところであり，関係権利者との協議も併せて進めているところです。

今後は，通学児童生徒や自動車交通に注視し，必要に応じて安全対策を検討してまいります。

21. 済生会病院前の交差点で、朝の通勤時間に起きる深刻な渋滞の改善策を講じること。

回答№250.【担当課：建設計画課，保健総務課】

信号機のある交差点は，将来見込まれる通過交通量をもとに交通解析を行い，警察との綿密な協議を経て整備しており，済生会病院前の交差点につきましても，同様の検討・検証を経て整備されたものであります。

今後は，交通渋滞の状況把握に努め，通過交通量の増加が起因する交差点の渋滞緩和対策について，必要に応じて警察との信号現示の変更に関する協議等の実施を検討してまいります。(建設計画課)

保健総務課が所管する医療法につきましては，医療提供体制の確保を主目的とし，医療施設の人的構成，構造設備，管理体制等に関しての規制を行うものです。敷地外における渋滞緩和に関しては，当該法令の規制が及ばない事案となりますが，来院者の移動をスムーズに行うことは，患者の安全性や利便性向上に寄与すると考えられることから，病院側と問題共有をしてまいります。(保健総務課)

22. 堀十文字バス停など、県道真端水戸線沿いに街灯がなく危険なため、県に対し街路灯の設置、バス会社に対しバス停に電燈をつける等、安全対策の要望をすること。

回答№251.【担当課：交通政策課，建設計画課】

堀十文字近くのバス停は１日往復８本の運行で，最終便が 18 時 30 分となっております。したがいまして，照明を設置しても，バス利用者に対する費用対効果が非常に低いため，バス会社に対して要望することは難しいものと考えます。(交通政策課)

道路に関する照明は，大きく道路照明灯と防犯灯の２種類があります。道路管理者の設置する道路照明灯は，通行車両や歩行者等の交通上の安全性向上のため，交差点やカーブで見通しの悪い区間等の交通危険箇所に，日暮れや夜間における視認性の向上を目的に設置するものです。

当該路線の堀十文字バス停東側の交差点には４基の道路照明灯，ローズヴィラ水戸バス停西側のカーブ付近の交差点等にも複数の道路照明灯が設置されており，必要な交通安全対策は図られておりますことから，地元からの貴重な御意見として茨城県と情報共有してまいります。(建設計画課)

23. 赤塚北口駐輪場のトイレを洋式化する。

回答№252.【担当課：生活安全課】

高齢化の進展，生活様式の変化などにより，和便器を使用したことのない人や使用をためらう人が増えてきており，各家庭や商業施設などのトイレが洋式化されている中，赤塚駅北口自転車等駐車場につきましては，男性，女性用トイレともに和式トイレとなっております。

洋式の便器は，衛生的であり，お年寄りなどには，身体的な負担も減る等のメリットがあることから，今後，トイレ便器の洋式化について，施設の大規模修繕を行う際に改修を進めてまいりたいと考えております。

24. 柵町の「ごみ屋敷」のゴミの撤去など一刻も早く解決する。

回答№253.【担当課：ごみ減量課】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では，所有者はその土地建物を清潔に保つよう努めなければならないとの規定があることから，本案件につきましては，長年にわたり所有者の方との面談や，電話，文書などにより堆積物の撤去をお願いしてきたところであります。令和４年度におきましては，これまで 15 回にわたる面談や文書指導を２回行ったほか，所有者から期限を定めた撤去計画書を提出していただくなど，解決に向けた様々な手段を講じながら，状況を注視しているところです。

また，ごみ屋敷となる背景には高齢化や社会的孤立，経済的困窮といった様々な要因が考えられることから，関係各課で構成する複合的福祉対策会議で情報共有を図りながら，問題の解決に向けた定期的な話し合いを実施しております。

ごみ屋敷問題の根本的な解決には，原因者自らが堆積物の撤去を進めていく必要があることから，発生した原因や背景を把握し，様々な立場から支援ができるようこれまで以上に全庁横断的な連携の強化を図り，生活環境の改善に努めてまいります。

25. 水戸一中の前の道路の安全対策をすすめること。

回答№254.【担当課：道路管理課】

当該路線につきましては，道路幅員が狭く，速度を超過して走行する車両が見受けられることから，通学児童等への安全対策として，車両通行に対し減速を促す「イメージハンプ」の設置を令和３年度に実施しました。

今後とも，歩行者等の安全確保に向けて，適正な維持管理に努めてまいります。

26. 田谷町の市道国田１１１号線の側溝を整備する。

回答№255.【担当課：生活道路整備課】

市道国田 111 号線につきましては水戸市防災計画に災害時主要道路として位置づけられており，令和３年度に国田５号線から国田配水場までの区間，延長 160ｍが狭あい道路整備事業として採択され事業着手しております。令和４年度には平面測量を実施し，令和５年度からは用地測量を行う予定です。引き続き予算の確保に努め年次的に事業を進めてまいります。

27. 見川小学校、見川中学校の通学路の安全対策

よし歯科前（見川３丁目）の市道見川１号線の道路幅が狭く、交通量が多い。危険なため狭い箇所の道路拡幅をおこなう。当面の対策としてポール設置、歩道拡幅をおこなう。

回答№256.【担当課：建設計画課】

歩道等を整備するためには新たな道路用地を取得する必要があり，御要望の道路の沿線には住宅等が立ち並び日々の生活が営まれていることから，これらの関係権利者の方々の合意形成を図るためには多くの課題があるため，早急な整備は困難であります。

しかし，通学児童の安全確保は重要な事項であることから，これまでに歩行者の通行スペースを明示しドライバーへの注意喚起を促すための路肩のカラー化を実施したところです。

今後とも，当該路線の道路利用状況を注視し，必要に応じて，現況の道路に対して可能な対策を検討してまいります。

28. 酒門小学校の通学路の改善

①元石川町乗越沢緑地（公園）北側にある横断歩道が消えているため、塗り直す。

回答№257.【担当課：生活安全課】

交通規制を伴う横断歩道の設置や補修につきましては，警察の所管となっており，設置，補修の決定や工事などを警察が行うこととなります。

当該横断歩道につきましては，現地調査を実施したうえで，窓口である水戸警察署に対し，補修をしていただくよう要望してまいります。

②県道中石崎水戸線とのＴ字路（元石川町 194-2 エバタ工機前）の交差点に信号機を設置し、児童が安全に横断できるよう改善する。

回答№258.【担当課：生活安全課】

交通規制を伴う信号機の設置につきましては，警察の所管事項となりますので，当該交差点の現地調査等を行い，実態を把握したうえで，窓口である水戸警察署に対し要望してまいります。

【９】国への要望

1. 岸田政権は、専守防衛を投げ捨てた敵基地攻撃能力の保有を打ち出したが、憲法上許されるものではない。選挙で信を問うこともなく、国会にもはからず、閣議決定だけでず国の在り方の根本を変えることは立憲主義の破壊である。市として大軍拡大増税に反対し、憲法９条を堅持・遵守するよう国に求めること。

回答№259.【担当課：担当なし】

2. アメリカに依存した安全保障政策を改め、トマホークなど大量の武器購入の中止、武器輸出・生産など軍需産業と一体の防衛予算の増大をやめるよう求める。

回答№260.【担当課：担当なし】

3. 土地利用規制法は、国民を監視し国民の権利を著しく制約することになり、市民の不動産取引にも重大な影響を与えるものであり、廃止を求める。

回答№261.【担当課：担当なし】

4. 東京五輪は開催経費が１兆４０００億円超にのぼったものであり、汚職・疑惑の徹底解明をもとめる。

回答№262.【担当課：担当なし】

5. 旧統一教会と政府および政治家との癒着を断ち切るため、徹底した調査を行い公表すること。実効性のある被害者救済に取り組むよう求める。

回答№263.【担当課：秘書課】

本市におきましては，これまでも「旧統一教会」及び関連団体への関与はなく，今後も関与はいたしません。

また，市民の不安の解消を図るため，国の見解が示されるまでの間，「旧統一教会」及び関連団体に対して市の公の施設の貸し出しを行わないこととしております。

さらに，被害者の方からの相談につきましては，霊感商法等対応ダイヤルを開設している法テラス茨城を案内するなど，被害者救済に取り組んでまいります。

6. 学術会議は独立したアカデミー機関であり政府が介入を行わず、菅元総理が越権で任命拒否した６名をただちに任命するよう求める。

回答№264.【担当課：担当なし】

7. 気候危機を打開するため、エネルギー消費量を大幅に減らし、２０３０年までに石炭火力発電所・原子力発電所を段階的に廃止すること、再生可能エネルギーを飛躍的に拡大し２０５０年までに１００％を目指すなど、温室効果ガスの排出削減目標の大幅な引上げと対策強化を求める。

回答№265.【担当課：環境保全課】

本市におきましては，地球温暖化防止の観点から，水戸市地球温暖化対策実行計画に基づき，化石燃料に代わる再生可能エネルギーへの転換を推進しており，太陽光の利用促進として，住宅用太陽光発電設備設置に対する補助金の交付や公共施設への太陽光発電の整備，バイオマスの有効活用として，下水処理施設における消化ガス発電や清掃工場えこみっとにおけるごみの焼却熱を利用した発電を実施しております。

温室効果ガスの排出削減目標につきましては，国において，２０３０年度に２０１３年度比で４６％削減という目標を設定していることから，水戸市地球温暖化対策実行計画（第２次）において，国の目標に準じた目標を設定し，地球温暖化対策に積極的に取り組んでまいります。

8. デジタル化を口実に莫大な国費を投入し IT ゼネコンとの癒着や行政サービスの低下を招くデジタル改革を行わない。国民監視や社会保障の後退につながるマイナンバー制度、企業の儲けのためのビッグデータの民間活用など、国民の人権と尊厳を置き去りにした拙速なデジタル化政策の見直しをもとめる。

回答№266.【担当課：デジタルイノベーション課】

デジタル技術の進展によりデータの重要性が飛躍的に高まる中，国におきましては，令和４年６月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を閣議決定し，将来の目指す姿を描き，構造改革，地方の課題解決，セキュリティ対策といった多くの取組を推進することとしております。

本市におきましても，市民の利便性の向上を目指し，便利さを実感できる「行政のデジタル化」，地域特性や産業構造に適応した「まちのデジタル化」，誰一人取り残さないための「デジタル格差対策」の推進を図ってまいります。

9. 非核平和都市の宣言市として、核兵器禁止条約の批准を求める。

回答№267.【担当課：文化交流課】

核兵器禁止条約への参加につきましては，国の専権事項であることから，本市も加盟している平和首長会議（会長 広島市長）におきまして，核保有国やその同盟国を含む全ての国々が早期に条約締結するよう，国連や各国政府に要請しており，令和４年 10 月にも，内閣総理大臣宛て，日本政府に再度要請したところです。

核兵器廃絶平和都市を宣言している本市といたしましては，世界で唯一核兵器による被害を受けた戦争被爆国の国民として，核兵器の恐ろしさと平和の尊さを次代に伝えていくことは，重要な使命であると認識しております。

今後とも，平和首長会議の加盟自治体等との連携を図りながら，核兵器のない，戦争のない平和な世界の実現に向けて取り組んでまいります。

10. 沖縄の民意を踏みにじる辺野古新基地建設中止を求める。

回答№268.【担当課：担当なし】

11. 在日米軍に異常な特権を与えている日米地位協定の全面的な見直しを求める。思いやり予算の大幅増額を認めず、廃止を求める。

回答№269.【担当課：担当なし】

12. 種子法廃止の撤回を求める。台頭する遺伝子組み換え企業の市場独占から、食糧主権を守り、日本の種子を保全し維持することを求める。

回答№270.【担当課：農政課】

茨城県におきましては,「茨城県主要農作物等種子条例」が令和２年４月１日から施行され，種子法廃止後も，引き続き，関係機関と連携してこれまで同様に種子の生産及び供給に取り組むとされております。

本市といたしましては，引き続き，茨城県との連携のもと，安定した農業経営を目指してまいります。

13. マイナンバー制度を廃止すること。

回答№271.【担当課：デジタルイノベーション課】

マイナンバー制度は，行政の効率化，国民の利便性の向上，公平・公正な社会の実現のための社会基盤となるもので，関連法令や国から示されているガイドライン等に基づき事務を行っております。

今後とも，国及び茨城県と連携を図るとともに，本市職員への個人情報の取扱いに関する教育研修を徹底し，情報漏洩の無いよう万全を期すとともに，マイナンバー制度の意義や内容の周知を図りながら，マイナンバーを活用した利便性の向上に努めてまいります。

14. TPP11 から撤退し、日米貿易協定では米国と対等な立場で、国益および主権を損なわない、健全で平等な通商交渉を求める。

回答№272.【担当課：農政課】

国家間の経済連携につきましては，今後の動向を注視し，関係機関等と連携し，対応を検討してまいります。

15. 賭博を合法化し、ギャンブル依存症を増やし社会を悪化させるカジノ解禁推進法（IR 整備推進法）を廃止し、カジノ施設設置に反対する。

回答№273.【担当課：担当なし】

16. 年金を際限なく減らす年金カット法を廃止する。

回答№274.【担当課：国保年金課】

公的年金制度は，国民生活の基盤として極めて重要な制度であります。

今後とも,国により持続可能な社会保障制度の推進が図られるよう,関係機関と連携しながら,国民年金制度の意義や内容の周知に努めてまいります。

17. 解雇自由化の限定社員制度残業代ゼロなど労働法制の改悪に反対し、解雇規制法の制定を求める。

回答№275.【担当課：商工課】

国におきましては，働き方改革を推進しており，長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得義務化などの取組が進められております。

本市におきましても，雇用環境の改善にもつながるワーク・ライフ・バランスの促進に向け，関係機関と連携しながら，働き方に関する意識啓発等に取り組んでまいります。

18. 国会審議における閣僚や官僚の虚偽答弁や答弁拒否、公文書のかいざん、統計データ書き換えなどを行わないこと、公的機関の議事録を残し公開することをもとめる。

回答№276.【担当課：担当なし】

19. えん罪被害者を一刻も早く救済するため、再審請求手続における全面的な証拠開示、再審開始決定に対する検察の不服申立ての禁止を含む再審法の改正を早急に行うことをもとめる。

回答№277.【担当課：福祉総務課】

えん罪とは「無実であるのに犯罪者として扱われてしまうこと」であり，憲法が保障する自由や名誉といった基本的人権を脅かす，重大な人権侵害にあたると認識しております。えん罪被害者を生み出さないためには，この問題についての関心と理解を深め，偏見や差別を解消していくことが重要であると考えます。

国においては，2016 年に「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が公布され，「取り調べの可視化」や「証拠開示制度の拡充」などの改正が行われました。しかし，えん罪の発生を防ぐためには，司法制度や社会における課題解消に向けて，今後も継続して検討していく必要があると考えます。

憲法に定められた基本的人権を保障する上で，えん罪被害者を救済するための再審法の改正につきましては，国が責任を持って行うべきと考えますが，本市といたしましても，国の動向を注視するとともに，関係機関と連携し，人権教育・啓発に関する各種施策を実施するほか，特設無料人権相談所の開設等，人権擁護の取組を行うことで，市民一人一人の人権意識の醸成を図り，人権を尊重する社会の実現に向けて取り組んでまいります。

以上